

## 意見書

平成 29 年 2 月 22 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、<sup>連発生の住所</sup>は代表者の住所）氏名（地域団体にあつては、<sup>南山城村</sup>名称及び代表者の氏名）  
（電話番号：

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビューフォート・ジェームス・エーベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

別紙参照

## 別紙

ファーストソーラー社の設置しようとしている、テルル化カドミウム入りパネルの発電効率と日照時間と関西電力の買い取り価格を基に、売電で得られる収入を計算してみました。

売電が目的ならば、費用対効果の高い事業とは判断出来かねない数字が出てまいりました。

しかし、お金を払っても引き取り手のいない太陽光パネルの形をした、テルル化カドミウム入り産業廃棄物を放置する事で得る利益は計り知れないものがあります。

今回のメガソーラー計画が、そういった事態にならない具体的な裏付けを教えてくださいようをお願いいたします。

ご存じのように、水道インフラ事業の民営化の準備が整って参りました。

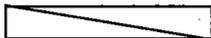
過去に南山城水害が起きていることから、水害の起こりやすい土地であることは歴史が証明しております。

水害が起きた場合、京都・奈良・大阪を流れる淀川水系の木津川にテルル化カドミウムが流出する事は容易に考えられます。

実際にファーストソーラー社が関連する、北九州でのパネル崩壊事故の際に回収に従事したのは地元のボランティアの方々でした。

感電の危機を顧みず事態の收拾に当たったのはファーストソーラー社の方では無かった事実を踏まえ、問題解決に当たる会社では無い実績の有る会社が行おうとしている事業です。

これだけの事が起きた場合、関西から全国規模の問題となります。  
豊洲のように一部地域の問題ではない事から税金で処理する事になるでしょう。

\*井出町で起きた、のカドミウム置き去り訴訟問題は記憶に新しいです。

住民が訴訟を起こし、勝訴したものの現在もカドミウムは置き去りのままです。

しかも、撤去にかかる費用は税金から賄われる結果となりました。

南山城村に於いて再びこのような事が起きた場合、京都府の現最高責任者として府知事の山田啓二さんは許可を出した責任をどんな形で取るのでしょうか。

---

東京の築地市場移転問題に揺れる、豊洲の事件に於ける石原慎太郎と同じ立場に立たされる事になります。

許可をされる場合は具体的な責任の取り方を、府知事の山田啓二さんね書面で提示頂けますようお願いいたします。

意見書

平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ゾエームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

- ・ 自然豊かなこの場所に、何故 70ha のメガソーラーを建設するのか、いくらあなた達の説明を聞いても判らない。原発よりましと知っているが、森を潰し、絶滅危惧種の小動物をないがしろにする計画は絶対認められない。
- ・ 送電線の方向づけも出来ていない等、中途半端な計画で強引に進める企業は信頼できない
- ・ 反社会的な人が関わっていたこと自体問題なのに、その人たちが作った計画が信用できないのは当然で、それを破棄しない企業も信用できない。
- ・ 京都府に出している林地開発認可資料には様々な課題がある、ソーラーパネルが関係地域から見えないとの報告もその一つだ。日本企業ならそのようなことはしない。正確な情報を出して認可を取る。認可する行政をだましてはダメだ。

意見書

平成 29 年 2 月 25 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジュークス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

- 28年に大規模な大災害があり、山が崩れ、川が氾濫下に流れ、土砂などで埋まったと聞き、写真を見せていたが、この様に大被害があった山林。やがて元に戻った場所の木を伐採し、危険を招く環境を作ろうとしているのか？
- 大規模山林の伐採がCO2吸収が激減するのでは？  
(エコを奨励しCO2を減らすとの会社の理念に反するのでは？)
- 大規模山林の中に生息する希少生物、植物の保いをどう考えておられるのか？  
見殺し、絶滅に追い込むのは見えておられると思いが、その対策は、どう考えておられるのか？
- 小学校、保育園、老人施設から見渡せる場所に設置され健康被害への安全確認は、不安であり、納得お事出来ない。
- 10本以上30万枚以上の設置により、自然気象に変化があるのでは？(気温、打流、etc)

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しません。その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29 年 2 月 23 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所）

南山城村  
 氏名（地域団体にあつては、名称及び代表者）  
 （電話番号）

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジョーナス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

この事業も、そうなんですが、村長は、国に印を押してから、村民に説明をする。それから、村民は、反対。いつも、そうです。どうして、村民は????だらけです。

府も、その辺の指導を、どう考え、いら、やるのか、知事のご意見を、お聞きしたいものです。

私たちが、村民を、ハカに務め、いい加減に、して、ほしいものです。

電気が、売れる時代、はもう、とくに、おわかりました。

もっと、村のことを考え、お役に、たす、か、い、れ、い、もの、か、と、思、つ、て、い、ま、す。

本気で、ためたものは、ためと、声を、た、し、て、は、い、り、い、は、な、し、と、この、村、は、本、格、に、死、ん、で、い、ま、す。

自分、が、お、れ、が、自分、に、火、の、か、い、か、い、ら、お、れ、が、と、に、け、る、の、は、や、め、て、下、さ、い、

府も、信用、で、お、な、い、こ、と、に、な、り、ま、す。

私たちが、村民を、お、れ、の、か、い、お、れ、た、違、の、お、れ、と、考、え、て、お、り、ま、す。

未来の子供達のために、私、は、戦、つ、て、い、い、と、思、つ、て、お、り、ま、す。

どうか、よい、結果、に、な、り、ま、す、お、う、に、

心、を、祈、つ、て、お、り、ま、す。

感謝、合、掌

## 意見書

平成 29 年 2 月 24 日

京都府知事 山田啓二様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所）

京都府相楽郡南山城村

氏名（地域団体にあつては、名

（電

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジョーナス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 別紙

まず事業者が全く信用できません。昨年1月に住民説明会をされましたが、答えに窮して後日回答すると言いながらしない。提出した意見書にも答えない。突然計画の廃止届を提出する。そして新たな計画を提出する。前回の説明会から約1年も経過した今回の住民説明会で、皆さんのご意見を取り入れましたという、この不誠実な一連の対応に不信感を持たざるを得ません。

事業を行うのはファーストソーラー・プロジェクト6合同会社ということだが、説明される具体的な実績などはファーストソーラー社のものだけである。もし合同会社が倒産しても別会社であるので、ファーストソーラー社は責任を負うことはないという説明。一見すべて公開しているように見せかけられているが、不都合なことは説明しないし、住民から尋ねると最小限の回答しかしない。また、三重県側の計画が全く明らかになっていませんが、一体の開発計画であるはずなのに、何故か京都府側のみがどんどん進められているようです。建設計画反対署名など多くの住民が反対を表明しているにも拘らず、賛成が住民の総意と言いきり、計画を強引に推し進めようとする態度など、事業者に対する信頼感が全く持てません。

法的には何も問題ありませんと言うが、計画を法や条例に違反しないようにするのは当然の事である。法や条例は最高水準を示しているのではなく、これ以下はダメだということを定めているのだと思います。このことを忘れないでいただきたいと思います。

今回のメガソーラーの計画地は、村民にとって憩いの場になっている地域です。毎日、朝に夕に、ペット連れの方などそれぞれのスタイルで散策をのんびりと楽しんでおられる方が多いです。そんな方たちは、広い道路でなく車も少なく、安心して里山歩きを楽しめると話しておられます。移住してきた方も、この里山の環境に惚れて移ってきたのに、メガソーラーなんかできると知っていたら来なかった、と話しておられました。また、計画では埋められることになっている砂子田川の辺りは、初夏には蛍が飛び交う数少ない場所でもあります。この地域は貴重な鳥類の飛来や動植物の生息も多く確認されていますが、春には木々の芽吹き、三つ葉つつじや山桜などが咲き、秋には赤や黄に彩られるという何気ない普通の里山の営みに、多くの方が癒されると話されています。私自身もこの地で生まれ村の緑豊かな自然に生まれ癒され、大切に思いながら暮らしてきました。当時、わたしはまだ幼かったのですが、昭和28年の大災害の恐怖の記憶が、今も残っています。すごい濁水の勢いと音に恐れ、泣きながら母に必死にしがみついていたことを覚えています。

安全で素晴らしい計画だと説明されても、今現在分かっていることだけであって、将来にわたっての安全が保障されているものではありません。最近の異常気象など、何が起こるか予測がつかえません。水・土・自然を甘く見ないでいただきたいと思います。電磁波やカドテルなど不安材料は尽きません。すぐ近くで人が暮らしているのです。保育

所、小学校、福祉センターもあるのです。100%の安全を要求してもし過ぎではない  
と思います。

存在するだけで環境の保全・防災など多くの役割を果たしてくれている緑の里山、み  
んなの憩いの場、そんな大切な緑の里山を取り崩して、谷を埋めて川の流れを変えて、  
30万枚ものソーラーパネルの地に変えることは、絶対に認められません。

今回のメガソーラー建設計画は中止していただきたいと思います。

意見書

平成29年2月24日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相模郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジェームズ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相模郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

電磁波について

発電出力 37.5 MWac で、どの位の電磁波が中心部で  
あり外部境界線まで、どの位の具体的な数値を  
図面でお示しください。

(12kV (枚数) と 100kV (枚数) を合わせた電磁波の  
数値を)

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 29 年 2 月 27 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所）

京都府相楽郡南山城村

氏名（地域団体にあつては、名称及び氏

（電話番号）

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

1. 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジェームス・エバレット
2. 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
3. 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
4. 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙添付（3枚）

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

- ① 昭和28年に事業計画地の周辺地域で大規模な土砂災害が発生して、多数の犠牲者が出た。本来こういった場所は防災上の観点から開発を阻ぐための規制を強化すべき所だ。せっかく不安定土を流して植生が回復し安定が保たれてきたのだから、開発することは考えられない。
- ② 地区と締結した協定書は旧事業計画に起因して作られたものである。いたん取り下げて計画を大きく変更した新事業計画を今回申請するのだが、再度同様の手続を経ることが必要である。旧事業計画に対して出された各地区議決に当たった委任状も当然効力を失っているのであるから、今回の計画が相当数の同意を得ているとは思えない。
- ③ 砂子田川の名が示すとおり、現状においてこの谷は砂が多く、せまい所で20mほどの谷底を、水は右往左往しながら流れている。事業計画によるとこの谷を埋め、3m幅の水路と3m幅の道路に置き換えているが、谷の狭窄部となり、付け替水路の勾配も今より緩やかになることを考えると、入口付近に堆積域が集中するので、排砂能力はむしろ減少しているのではないかと大雨が降ればこの部分に天然のダムが出来て鉄砲水の恐れを生じるため、下流への災害リスクとなる。
- ④ 私たちは森林の有する水害の防止の機能に依存して生活している。この開発は原地形を改変して森林をなくし、上流の砂子田川を埋めて付け替え、さらには天井川化することを意味するものである。木津川流域には天井川が多く、またその危険性が指摘されており、現在多くの改良工事が行われているところだ。時代錯誤も甚だしい。
- ⑤ 当該地の森林の機能に依存しているのは、村の子どもたちも同じである。未来の話だから、彼らに大人が説明する責任があると思うが、今のままでは誰も説明できないだろう。メガソーラーによって森林を破壊するという本末転倒がまかり通ると、子どもたちの大人不信を助長するばかりでなく、ソーラーパネル自体のイメージも損なうことになる。これらのことから、社会的損失は計り知れない。

- ⑥ 教育上、地形研究上、注目すべき地形として、押原地区の木津川断層崖は京都府のレッドデータブックに要注意地形として掲載されている。嘉永7年の伊賀上野地震において断層運動が確認されていることもあり、この地形を今後見続けることにより得られる防災上の知見は計り知れない。人工的に山を削り、谷を埋め、流域をも改変するこの事業計画はまさに歴史の改変行為であり、学術的資源の喪失は大きい。
- ⑦ 計画地付近には京都府登録天然記念物である [ ] が生息している。現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為であることは明白であるから、府教育委員会による許可を受けなければならないはずだが、難しいのではないかと。京都府の教育関係者が、村の小学校の教育環境を守ってくれるだろう。
- ⑧ 計画地周辺には京都府レッドデータブックの絶滅寸前種に指定されている [ ] や絶滅のおそれのある野生生物に関する条例の指定生物である [ ] など、貴重な動植物が生息している。環境関連の規制や指導により関係するのは困難なはずである。
- ⑨ 計画地域に生息する [ ] という植物は、準原野性植物とされ、大きな河川や湖の氾濫原に分布が集中する種であることが知られている。また、国のレッドデータブックで絶滅危惧IB類、京都府のレッドデータブックで絶滅寸前種にランクされている [ ] も盆地や平野に分布は限られる種であるが、何故か当地に生息しているのである。計画地域には琵琶湖層という粘土層が分布しており、 [ ] が生息している。以上のことを総じて鑑みると、これら湿地性貴重生物群は、400万年前の古琵琶湖時代から続く大湿地帯の残存生物(レリック)である可能性が高い。つまり、琵琶湖淀川水系を時間軸で考えた場合の最上流部に位置することを意味しており、学術上極めて重大な事実が未知である。この意見を受け、関係各位、専門有識者による検討および評価を待ちたいと考える。
- ⑩ 自主環境影響評価中間報告によると、重要種の種名及び確認場所は京都府指導により非開示としているとなっている。それは乱獲や盗掘を防止するための措置であろうから、当事業により失われる様なことがあれば、府にとって自己矛盾を生じることになる。種名だけで公表し、広く意見を求めるべきだ。

- ⑪ 調整池は造成後の平坦部の肩部に集中している。L字状擁壁で持つのか？  
また、堆砂能力および砂防の観点も無視した流量計算では意味がない。
- ⑫ 住民の生活及び産業活動の多くが、森林など豊かな自然の恵みに依存しているのが現状である。近くに道の駅が整備されることもあり、村の自然を求めてやって来る観光客に対して、このメガソーラー計画がマイナスのイメージをもたらすことは確実だ。村の今後の発展に与える影響は極めて大きい。
- ⑬ そもそも明らかな自然破壊なのだから、事業主が本発電所の意義や効果に際して、「環境問題への解決策」とか、「持続可能な社会の構築」、また「再生可能エネルギー」などと説明することは誇大広告であるし、国がこの様な手法を許してまで再生可能(と称する)エネルギーを普及させるといふのなら、これは行政文執行以外の何物でもない。まるで戦時中のような。また、一度失われた自然は再生などしない。
- ⑭ 三重県側の開発も明らかに一体のものであるのに調整が「進んで」いない。変電設備や送電に関する具体的な計画が見えてこない。筆者はそんな中、京都府の環境規制をかわす目的で書類を出した。確信犯的脱法行為に悪意を感じる。
- ⑮ 疑って申し訳ないが、事業者の真の目的はメガソーラーを装って森林を開発することではないのか？ イメージも良くないし、金もかかる。だから、国内メーカーではないのだろう。土地を造成して平らにしたら撤退する。転売と地目変更をしてその後の開発に継げる。その様な裏のシナリオがある気がしてならない。正直に答えよ。
- ⑯ メガソーラー発電所の建設をするために、里山の森林を伐採して土地を造成するなんてことは許されることではない。そんなことは子どもでもわかる。
- ⑰ 今後日本は人口が減少するし省エネ技術も進歩する。遊休地もあるし、企業誘致用に開発した用地にも空きがいくらでもある。今国土の森林を開発してまで太陽光発電をする必要性を全く感じない。また、電力料金に上乗せしているのだから、社会通念上理解されない開発は認可されるべきでない。
- ⑱ ビオトープやツメヨシは、都市部の発想。木を植えるのなら、木を切る必要などないよ。自然との関わり方を知っているのは反対する私たちの側です。

以上

第4号様式（第9条関係）

意見書

平成29年 2月 27日

京都府知事 山田 啓二 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手続に関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

FS Japan Project 6 合同会社

職務執行者 ビュフォード・ジェームス・エベレット

- 2 林地開発行為の目的

メガソーラー発電所の建設

- 3 林地開発行為をしようとする区域

相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田 20番4 ほか

- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙のとおり

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

現時点において、パネルは安定した化合物で出来ていて、ガラスの中に閉じこめられているから土壌汚染や水質汚染のことなど考えなくていいのかもしれませんが。電磁波の問題、気温上昇やそれに伴う突風や竜巻の可能性も立証されているわけではないし、開発によって防災上安全になるのかもしれませんが。

それが起こるのか起こらないのか私にはわかりません。

ただ、これまでの説明会でこれらの不安や疑問は解消されませんでした。

万が一それがおこれば、住民の財産や健康、場合によっては生命をおびやかす危険性があります。

その時、一体誰が責任を取ってくれるのでしょうか？

当該地域には近隣に民家や保育園、小学校、保健センターがあります。

近隣の住民はもちろん、村内の子どもたちに将来にわたって影響を及ぼす可能性があります。

御社は転売の可能性を否定せず、20年間責任を持って事業をおこなう確実性はありません。

事業終了後もあいまいで、万が一何か問題が起こった場合の責任の所在が不明瞭で、多くの不安と疑念が残ります。

私は誰も責任を取らない、取れないものを子どもたちに残したくありません。

未来にわたって住民が背負わなければならないリスクと失われる自然環境は一時的な税の増収や雇用では見合わないものだと考えます。

CO2の削減・クリーンエネルギー・持続可能などの環境にやさしそうな言葉を並べても実際には森林を伐採し、土壌をはぎ取り、多くの生き物の生命と生活の場を奪って豊かな環境と生態系を壊し、住民の安らぎの場を失うことになる本計画に、私は反対です。

以降の疑問にお答え下さい。

①これまでの説明会では、毎回同じような質問が出て毎回同じような回答があり、結局他の質問ができず時間切れになるということが繰り返されています。

これは御社の回答が質問の意図からズレていることによって起こっていることではないでしょうか。

持ち帰った質問の回答がいただけないままの現状や

故意のあるなしにかかわらず、こちらの意図から外れた対応は御社の姿勢を現しているのではないかとの疑念を抱いてしまいます。

説明会は住民の理解を得るために行われていると認識しているのですが、御社の認識は違うのでしょうか？

住民の理解を得るために具体的にどのような対応・対策をお考えですか？

②御社は質問回答会で

「原因が自然災害であっても自社のパネルが地域住民の方々にご迷惑をかけたならきちんと対応・保証していく」

「FSJP6合同会社に何かあって事業や後片づけなどできない状態になってもFSJが知らん顔をすることはない」とおっしゃいました。

その一方で

「FS本社とFSJ,FSJP6には法律的に責任の関連性はない」と明言しております。

御社ではこの矛盾をどのようにうめるつもりなのですか？

具体的にお答え下さい。

③「環境影響評価 中間報告」によると

確認されている動植物の重要種は、合わせて90種とありました。

しかし当該地域には重要種以外の動植物もたくさん生きていて

そういった動植物が重要種の生存を支えているのだと思います。

現在およそどれくらいの動植物が開発予定地に生きているのですか？

開発によって死滅する種は何種でどのくらいの数になりますか？

生活圏を奪われ余儀なくよそへ移動する種は何種でどのくらいの数になりますか？

生活圏を奪われた動物による近隣田畑への獣害が増加おそれもあると思いますが

その対策はなにかなされるのでしょうか？

④重要種の保存のためビオトープを計画されているようですが

一方で自然を壊し、一方で擬似的な自然環境を作るということに違和感を感じます。

広大な自然環境に支えられ生息していた生物が限られた人工的な環境の中で存続していくことは可能なのでしょうか？

御社が責任を持って保護した種を存続させていくということですか？

どのようにビオトープを管理し種を保護していくのか具体的に教えて下さい。

また20年後、誰がビオトープや生物を管理・保護してくのですか？

⑤2月11日の「質問回答会」では、20年後にできる産業廃棄物の量や御社が提示された資料の数値の根拠や算出方法など、出された質問に答えて頂いていません。

昨年1月16日に開催された説明会から2月11日までに出た質問で「後日回答します」とされたもの、うやむやになって答えておられないもの全ての質問と回答を見解書にてご提示下さい。

⑥いただいた資料には旧計画に関する意見書への見解を提示してもらっています。その中の「防災造成計画」のところには「より一層の安全・安心な計画とし災害の発生防止に努めます」とあり「具体的には西工区の谷構造を取りやめて腹付け盛土を解消した一層安全な構造」となっています。

一方、質問回答会で

「川を埋めるのは安全というが、谷を埋め川を迂回させることが安全になるとは思えない」

という意見に対し

「谷を埋めるのは、まとまった土地を確保するため」

と答え、具体的に何がどのように安全になるのかという説明はありませんでした。これでは「安全」といわれても信憑性がありませんし、安心などできません。また、谷を埋めることで生じるリスクと、その対応策を具体的に教えて下さい。

⑦事業を通して「CO2の削減に貢献する」とおっしゃっていますが本事業で削減されるCO2の量が、広大な森林を壊し環境と生態系に重大な負荷をかけてまで行うほど効果が大きなものであるか疑問です。それぞれの量を試算し提示して下さい。

- ・20年間の太陽光発電事業によって削減されるCO2の量  
365日晴天というわけではないので、どのような設定で試算されたのかも明記して下さい。

植物の光合成と違い、メガソーラーで発電したからといってCO2が削減されるわけではありません。

これまでと同じように「化石燃料による発電」が続けられているならば排出されるCO2の量は変わりません。メガソーラーで使われない電気が発電されたことになるだけです。

37.5mWのメガソーラーが建設されたことで、実際に削減される「化石燃料による発電量」を明らかにし、その発電量を使って試算願います。

- ・発電所建設工事に伴い排出されるCO2の量  
トラックや重機の排出だけでなく、伐採した木をチップにする作業等で排出するCO2を含めて下さい。  
また、造成工事では大量のコンクリートをはじめ、様々な

資材が使用されると思いますが、それらの資材を製造、精製する際に排出されるCO2も試算して下さい

- ・太陽光パネル等の製造、運搬、設置作業に伴い排出されるCO2の量  
パネルの製造段階で発生するCO2だけでなく  
パネルを製造するのに仕入れた材料、部品が生成される際に発生するCO2も試算に入れて下さい。  
(例えばガラスを仕入れたとすると仕入れ先ではガラスを生成する際CO2を排出すると考えられます。)

パワーコンディショナー等、施設内に設置される機器についてもパネルと同様の試算をして下さい。

- ・20年後の撤去工事、太陽光パネルのリサイクルで排出されるCO2の量  
第三者機関によるCdTeの分離・生成の際、発生するCO2も含めて試算願います。
- ・本事業を行わず森林をそのまま残した場合20年間で削減されるCO2の量  
CO2だけでなく、光合成でつくられる酸素の量も試算願います。

等を各項目で明記して下さい。

⑧ 1月28日の説明会資料ですが、読み返しても意味が分からなかったり、文字が読めなかったり使用されてるグラフも何をさしているのかわからないものが多くあります。

この資料は事業内容や、安全性を知る手がかりとなるものだと思うので、内容をきちんと理解したいと思っています。

以下、資料中の不明・疑問点にお答え下さい。

P3 「グローバルなエネルギー・ミックスへの統合」とありますが意味がよく分かりませんので、もう少し詳しく説明して下さい。

P8 範囲図がありますが、文字が読めません。  
何を書いてあるのか説明して下さい。

P11 本発電所の意義ということで  
「安全保障・経済、環境問題への解決策」とありますが、  
御社が南山城村でメガソーラーを建設することで  
これらの問題が解決するということなんですか？  
解決にどんなふうにつながるのか説明して下さい。

同じく「持続可能な社会の構築」とありますが、  
事業は20年で終了する予定で、パネルは海外から輸入して、  
リサイクルも海外の自社工場へ持っていくとのことでした。  
持続可能な社会の構築というのは、具体的にどんな仕組みが  
構築されることなんですか？

その結果、南山城村と伊賀市、その住民にはどんな恩恵があるんでしょうか？

本発電所の効果とうことで「地元雇用機会の創出」とありますが、  
具体的にはどんな雇用なんですか？  
施設建設の一時的なものでなく、継続する雇用機会はどれくらいありますか？

P12 発電所計画図がありますが、文字が読めず何が書いてあるのかわかりません。  
説明をお願いします。

P18 「東京大学および横浜国立大学」とあって、その前後には文章が  
書かれていますが2大学が法人としてこのような見解を正式に  
表明されているということですか？

P19 図の意図することがよくわかりませんので、説明して下さい。  
「ファースト・ソーラー社の太陽光発電 日本の再生可能エネルギー」から  
「採鉱」と「各種産業」にクリーンエネルギーと書いた矢印がのびていますが  
御社が建設した国内の太陽発電施設の電気だけでまかなわれている  
事業があるということでしょうか？

P20 いろんな認証機関が記載されていますが、ほとんど知りません。  
それがどんな組織で、どのような実績があるのか教えて下さい。

P21 「従来のIEC ～ もはや金賞ではない。」という文章の意味がわかりません。  
どういう意味で、誰の意見なんですか？

英語がわかりませんので右側の図の説明をして下さい。

記載されているPDFのファイルを見たのですが、英語の参考資料でした。  
内容を理解できないので、説明して下さい。

P22 英語がわかりませんので記載された図の説明をして下さい。

P25 「Martell,2009」のリンク先のページを見ましたが、  
英語のページが表示されました。  
内容が理解出来ないので説明して下さい。

グラフに凡例がないので、何を現しているのか説明して下さい。

P26 項目5のグラフは何を現しているのですか？

棒グラフの一本一本が何を現していて、縦軸の%が何を現しているのかわかりません。

「多結晶PVモジュールの多くは鉛を含有し、ライフエンドにおける浸出液の環境負荷はCdTeモジュールの環境負荷を上回る」とあります。また項目7には「環境負荷の大きい物質は多く利用されているのが現実」と記載されていますが

鉛やCdTe以外の環境負荷物質も含めた環境負荷の比較をおこなっているのでしょうか？

項目6に廃棄におけるリスクアセスとありますが

何百万枚ものパネルを埋め立てた再現試験を実施されたのですか？

具体的な検証方法、検証期間、判断基準、検証主体を教えてください。

P27 項目9の「火災の最悪想定シナリオ」というのは具体的にどんなシナリオなんですか？

「AEGL」「ERGP」の意味を教えてください。

項目10の「浸出の最悪想定シナリオ」というのは具体的にどんなシナリオなんですか？

「スクリーニングレベル」の意味を教えてください。

項目11に張付けている写真をみると評価書には平成11年3月と書いてあるようですが

この研究で使用されたCdTeモジュールは御社が今回使用するものと同じなんですか？

評価対象は3KW規模のシステムとなっていて、規模が違いすぎます。

この評価で安全と判断することはできないと思います。

事業に見合った評価を実施して頂けますようお願いいたします。

また項目の見出しは「大気放出、酸性雨」とありますが

最終的には「上記の結果、火災時のカドミウムの想定濃度およびCdTe薄膜太陽光発電モジュールの浸出について、

環境影響に関する問題はないと想定する。」となっています。

酸性雨の話が「火災時の・・・」という結果を導き出す話の展開がよくわかりません。

どのような論理が展開されているのか説明して下さい。

また最終結論はあくまで「想定する」というレベルのようなので安全性の確証は得られてないのではないですか？

P28 「電力設備と健康との関連」ということで

電磁波と小児白血病との関連について書かれていますが、  
電磁波に関しては他にも脳腫瘍、肺がん、呼吸器疾患、不眠症、  
流産などの関連を指摘する発表もあるようなので、  
調査して、その内容を公表して下さい。

「WHOの環境保健基準238」と「IARCのモノグラムVol.80」というのは  
何ですか？教えて下さい。

「ごく一部の研究で電磁波と小児白血病との関連が示唆された」とありますが  
この9件の研究は具体的にどんな内容なのか教えて下さい。

30年以上にわたる研究がされているということですが、  
関連を示唆した9件の研究がそれぞれ何年に発表されたのか教えて下さい。  
(もし、関連を示唆する研究が最近になって発表されたのであれば、  
今後、関連性を示唆する研究の割合が増えてくる可能性も考えられます)

P30 「電磁波 太陽光発電における測定値例」とありますが

この事業で使用される太陽電池モジュールやパワーコンディショナーを使用し  
測定されたもの、ということですか？

別の機器を使用しているのでは意味がありませんので、  
使用予定の機器を使った測定結果を教えてください。

P31 英語が分かりませんので、図の説明をして下さい。

P33 オペレーションセンター（東京）の写真が紹介されていますが

これは御社の東京のセンターを撮影したものなんですか？

単なるイメージ写真だとしたら誤解をまねくのではないかと思います。

\*意見書の内容は、他の方が提出される内容と重複していることもあるかと思いますが  
説明会資料で旧計画の意見書への見解をしめされているような  
「防災・造成計画について」「環境影響について」等の文言に集約せず  
個々人の意見が御社の見解のどの部分に対応しているのか、こちらにわかるように  
提示していただけますようお願いいたします。

## 第4号様式（第9条関係）

## 意見書

2017年 2月 27日

京都府知事 山田 啓二 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手續に関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

FS Japan Project 6 合同会社

職務執行者 ビュフォード・ジェームス・エベレット

- 2 林地開発行為の目的

メガソーラー発電所の建設

- 3 林地開発行為をしようとする区域

相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田 20番4 ほか

- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙のとおり

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

説明会資料に旧計画に関する意見書の見解を記載頂いておりますが、多数の意見を集約して回答されているようで、自分の書いた意見に対する見解がどれなのか確認するのが困難な状況です。つきましては複数の意見書の質問を集約して回答されるのであれば、どの意見に対する見解なのかわかるように（意見書-1の【003】、意見書-3の②への見解）といった形式で番号付けをして頂けますよう、お願い致します。

#### <太陽光発電事業について>

##### 【001】

この事業の目的はメガソーラー発電所の建設・運営で発電した電力を売電することになっており説明会では固定価格買取制度（FIT）について言及がありました。

FITは再生可能エネルギーで発電した電気の買取を電気事業者に義務づける制度ですがこの制度により一般の電気使用者の負担が増大し問題となっているとも聞きます。

結局、再生可能エネルギーを買取っているのは一般の電気使用者ということでしょうか？

また、説明会で関西電力に買取を断られ、中部電力に売電すると聞いております。

電力会社にとって再生可能エネルギーは一概に歓迎されるものではないということでしょうか？

事業の前提になる制度だと思うのですが、詳しい説明がなかったのです。

再生可能エネルギーの発電業者と電力会社、一般の電気利用者の関係がどうなっているのか制度の仕組みを教えてください。

##### 【002】

固定価格買取制度では買取価格が定期的に見直されるそうですが

計画されている事業では買取価格はいくらですか？

また、電気利用者の電気使用量単価は通常1kWあたりいくら位になりますか？

##### 【003】

事業の意義として原子力の代替エネルギーを挙げられ原発をなくすために

再生可能エネルギーが必要とし、国のエネルギー基本計画では

2030年時点の電源構成として再生可能エネルギーの割合は22～24%を目標にしていると紹介がありました。

しかし、この基本計画を調べてみたところ原子力はベースロード電源と位置づけられており

2030年時点の割合は20～22%程度とされております。

原子力の代替といいながら、この事について言及されないのはなぜでしょうか？

##### 【004】

現在、再生可能エネルギーも普及しているにもかかわらず

原発の再稼働がすすめられる理由をどう分析されておりますか？

原発が全機停止していた時も電力は供給され続けました。

再生可能エネルギーが普及さえすれば、原発はなくなるのですか？

##### 【005】

また、貴社は原発をなくすために、具体的に政策的な働きかけなどの活動をされているという事でしょうか？

【006】

クリーン電力、クリーンなエネルギーという言葉が使われておりますが具体的な説明がありませんでしたので下記点について回答願います。

【006-1】

クリーンエネルギーと再生可能エネルギーに違いはあるのでしょうか具体的な定義を教えてくださいませんか？

【006-2】

原子力発電もクリーンエネルギーといわれていたと思うのですが間違いありませんか？

【006-3】

太陽光以外にどのようなクリーンエネルギーがありそれぞれどのような特徴がありますか？

【006-4】

他のクリーンエネルギーに比べ、太陽光発電の長所、短所はなんですか？

【006-5】

計画では80haの土地を使って37.5MWの発電所が建設されますが大規模な造成工事が行われ、森林が伐採されてしまいます。仮に火力、水力、原子力そして他の再生可能エネルギーで37.5MW規模の発電所を建設する場合、それぞれの発電方法で必要とされる土地面積はどの程度になるか教えてくださいませんか？

【007】

約10,000世帯相当のクリーン電力を供給するとありますが太陽光発電だけで他の電力には依存せずに供給ができるということでしょうか？  
太陽光発電は当然、太陽の光がある時しか発電しないと思います。  
日が暮れば発電できないし、雨が降れば全く発電できない日もあると考えます。  
そうなると、メガソーラーで発電できない時間は他の方法で発電された電力に依存せざるえないように思います。  
その場合具体的にどのような仕組みで電力が供給されるのでしょうか？

【008】

また、敷地面積の割合で単純に試算すれば京都府側の発電施設は約8800世帯相当の電力を供給する計算になります。  
南山城村の1252世帯の7倍分の電力量になりますが、京都で発電した電力も中部電力に売電する計画になっています。  
これは東京電力が東北地方に原発を建設し、発電した電力を首都圏が消費するという構造と似てるのではないのでしょうか？  
FIT法では目的として「地域の活性化」が謳われていますが、この事業が地域の活性化にどうつながるのか説明下さい。

【009】

約8000世帯相当のCO2削減効果とありますが、この値の根拠は①、②のどちらにあたりますか？  
①太陽光発電所から供給される電力が増える事により

電力会社がこれまで火力発電などで発電していた量を軽減。

その結果、実際に削減されるCO2の量を試算した値。

②太陽光発電所が発電される電力と同じ量の電力を

火力発電所で発電した場合に想定されるCO2の量を試算した値

①の場合は、当事業で発電される電力で、中部電力が抑制する電力量がいくらになるのか提示下さい。

あわせて貴社が国内で稼働させている太陽光発電所の数値も参考のため提示願います。

②の場合は、あくまでも理論値なので、CO2が削減されたかどうかはわからず

太陽光で発電した電力が有効活用されていない可能性もあるとの認識でよろしいでしょうか？

#### <環境影響評価 中間報告>

縦覧資料の参考資料「生活環境に影響を与えるおそれがある範囲」

説明会で配布された資料「自主環境影響評価の中間報告」

の二つの資料をみてわからない点、疑問点等を挙げているので回答願います。

(以後、それぞれ「縦覧参考資料」、「中間報告資料」と記載)

京都府のホームページに掲載された際、第三者が見られても資料がないと内容がわからないので、

見解書作成時には上記の資料を添付して頂きますよう要望します。

#### 『大気質』

【010】

中間報告資料に環境保全措置として「強風時は作業中断、中止、速度規制等を行う」とありますが、具体的な判断基準をお示し下さい。

【011】

「気象条件等、必要に応じて散水を実施」とありますが、具体的な判断基準をお示し下さい。

#### 『騒音』

【012】

縦覧参考資料 P2「建設作業の騒音」に関して、専門知識がないので

まず確認させて頂きたいのですが

生活環境に影響をあたえる騒音の大きさの基準を85dbとすると

「予測する騒音値117dbが85dbまで減衰する距離」は40mとなる。

よって騒音に関して、生活に影響をあたえる範囲は

開発区域界から40M以内に設定したという認識でよろしいでしょうか？

もし、そうであるならば、85dbを基準値にするのは不適切と考えます。

一般的な騒音値の基準を調べたところ

80db : うるさくて我慢できない

60~70db : うるさくてストレスを感じる

レベルとありました。

開発予定地周辺は街中とは違い、自然に囲まれた静かな環境です。

「特定建設作業ともなう基準」ではなく、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている「騒音に係る環境基準」に従い最低でも55dbを基準とするよう要望します。

その結果、生活に影響をあたえる範囲も広がると考えます。

なぜ、「騒音に係る環境基準」を採用しなかったのでしょうか？

【013】

また、中間報告資料に記載されている騒音レベル最大値(75db)と

縦覧参考資料の騒音源の騒音値(117db)と2つの値があります。

専門知識がないので、2つの資料の内容の整合性がとれてないように感じてしまったのですが、それぞれの値の意味を教えてください。

もし2つの資料の予測内容が違うもので整合性がとれていないのであれば、説明会でその事にふれられていないのは問題と考えます。

【014】

低周波音については縦覧参考資料P12に予測結果図を示して頂いています。

同様に騒音がどのように減衰していくかを確認できる図を提示下さい。

【015】

中間報告資料に環境保全措置として建設機械は、

「可能な限り最新の低騒音型または超低騒音型建設機械を使用する」とされておりますが

縦覧参考資料では

「本事業では、形式認定された低騒音型・低振動型建設機械を用いる」と書かれております。

どちらが正しいのでしょうか？

【016】

高負荷運転を極力避けるとあります。

縦覧参考資料に建設機械毎の騒音基準値も記載頂いておりますが、

この値は高負荷運転時など最も音が大きくなる時の数値という認識でよろしいですか？

【017】

低騒音工法とはどのようなものですか？

またそれが採用できない時とは、具体的にどのような場合か説明下さい。

『低周波音』

【018】

縦覧参考資料P1に低周波音の検討結果として「基準値以下である」とされております。

基準を定めている団体、機関を教えてください、また参照された、資料を提示下さい。

【019】

「縦覧参考資料」P11の「表 低周波音調査結果」の値をもとに境界上の数値を計算した結果が「中間報告資料」の図1「設備機器低周波音の予測結果」の折れ線グラフの値になるということでしょうか？

もしそうであれば、予測のための根拠となるデータは縦覧資料、また

予測結果のデータは説明会の配布資料でしか確認することができず

両方の資料がない方は、不完全な情報しか得られず、問題だと考えます。

【020】

縦覧参考資料P12の低周波音レベル最大値65dbの算出方法を教えてくださいませんか？

【021】

低周波音の予測で使用されている参照値の取り扱いについては

環境省より平成20年および26年の2度にわたって

・「参照値は低周波音についての対策目標値 環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」

・「心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したものである。

なお、参照値は低周波音の聴感特性に関する実験の集積結果であるが、

低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。」

といった通知がだされています。

図1「設備機器低周波音の予測結果」では80Hz時の予測結果と参照値（心身影響）の値がほぼ、同値です。境界上での値とはいえ、通知の内容を考慮すると問題があるのではないのでしょうか？

【022】

また、電磁波や低周波音にかんしては、説明会のたびに再三、不安の声が聞かれました。にもかかわらず、参照値の意味合いを住民に伝えないのは、あまりにも不誠実な対応です。説明をされなかった理由をお聞かせ下さい。

『動植物』

【023】

どのような保全措置をとるのかは明示されていませんが環境影響評価では「学術上又は希少性の観点から重要とされる種」に対する配慮に重点がおかれると思います。

春夏季の調査結果だけでも

動物は881種（重要種58種）、植物は561種（重要種32種）

が確認されております。これは重要種として扱われない種が

動物で823種、植物で529種 計1352種

もいるということにもなります。これら1352種の生物がどのように扱われるのでしょうか？

開発予定地で重要種が生息できるのは重要とはされない多くの生物と重要種が、多様な生態系を築いているからであり、このことが配慮されなければ、重要種が生存出来なくなるだけでなく、将来的には1352種のなかから新たな絶滅危惧種を生み出してしまう結果をもたらしかねません。

つきましては、1352種に対して、種ごとにそれぞれ、

どのような評価をしどのような保護をする、もしくはしないのか？

また、事業計画が実施された場合にどのような影響を受けてしまうのか？

回答願います。

【024】

中間報告資料では「動物」「植物」の報告はありましたが「生態系」についてはふれられておりませんでした。

開発予定地区は長年、放置されて価値のない森林という意見も一部であるようなですが調査結果をふまえ、どのように評価をされていますか？

『景観』

【025】

景観予測に関しては、冬場、木々の落葉時期のことが考慮されていないとの指摘がありましたが、それに加え「造成工事中の景観」「伊賀市側施設の景観」についての予測も含めて提示をお願いします。

【026】

予測地点が4カ所しか提示されておられません。月ヶ瀬ニュータウン以外の地区（奥田、押原、今山地区をはじめ、村内、伊賀市）には景観への影響がないということでしょうか？影響があるのであれば、調査しその結果を提示願います。

【027】

旧計画以来、何度も住民から施設が出来たら景観かどうなるかわかるよう  
 模型を用意してほしいとの要望がでております。

模型の提示はできないとの回答はありませんでしたので、当然、準備頂けるものと  
 認識しております。いつ提示頂けるのでしょうか？

『気温変化』

【028】

周辺の気温分布に影響を及ぼさない根拠として「樹林地を挟むことで気温が低減されている」とありますが、縦覧参考資料 P24 の気温分布によると、最も高温となる 13 時の時点で発電所内においても中心部と発電所内周辺部では温度差があり、周辺部のほうが気温は低減されています。

「樹林地を挟むことで気温が低減されている」と簡単に判断はできないのではないのでしょうか？

【029】

下図は縦覧参考資料にある温度分布の結果と、調査実施日の那須烏山地区の気温データを比較したものです

2016年8月10日 那須烏山 (気象庁データ)			発電所及び周辺の気温測定結果(℃) (縦覧資料より転記)										気温差②
時分	気温(℃)	日照時間(分)	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9		
12:10	30.8	2	33.9	35.4	34.9	34.3	34.4	33.7	34.6	34.7	34.6	3.6	
12:20	31.3	9	37.3	36.1	33.7	35.6	37.6	33.9	37.8	38.2	36.6	5.3	
12:30	31.2	9	36.2	35.3	32.9	36.3	35.2	36.6	37.1	37.4	36.9	5.8	
12:40	29.8	0	33.6	33.1	32.1	33.3	34.4	33.4	33.6	34.3	33.9	4.0	
12:50	29.8	0	34.4	33.6	33.3	33.3	32.9	34.6	31.3	33.0	32.9	3.2	
13:00	30.1	1	47.2	40.6	41.8	39.1	41.8	42.7	38.5	42.3	37.0	10.0	
13:10	30.5	5	43.7	39.4	39.0	39.1	40.0	42.7	37.3	37.4	40.1	8.9	
13:20	29.6	4	38.2	35.6	35.5	35.6	37.3	38.3	33.0	33.9	30.6	4.4	
13:30	30.4	6	33.1	34.3	36.8	36.8	39.6	42.4	36.2	36.1	30.6	5.9	
13:40	30.6	10	34.4	34.9	33.5	33.9	34.6	40.1	35.0	36.3	30.9	5.0	
13:50	30.7	10	34.1	33.2	34.0	33.9	33.2	38.9	33.8	32.3	30.0	3.1	
14:00	30.2	10	34.4	32.4	33.0	34.9	34.6	36.0	32.5	32.4	30.3	2.6	
14:10	29.6	8	32.3	31.8	32.3	33.8	32.3	34.4	31.3	31.1	29.9	2.1	
14:20	29.6	10	33.6	32.9	32.4	35.7	32.1	34.9	31.2	31.6	30.1	2.4	
14:30	29.1	10	34.2	31.7	32.0	33.3	32.3	34.1	30.6	30.2	29.2	1.9	
14:40	29.2	9	33.1	31.6	31.6	33.4	32.6	34.8	31.6	30.9	29.2	2.4	
14:50	28.4	5	30.7	31.1	30.9	31.8	31.4	33.4	29.4	29.8	28.6	1.9	
15:00	28.1	0	31.9	29.9	30.4	31.9	31.1	32.1	29.4	29.4	28.4	1.7	
15:10	28.7	5	32.8	30.9	31.5	32.8	31.6	33.9	30.1	30.0	28.8	2.0	
15:20	28.7	10	31.8	31.3	32.3	34.4	32.3	34.1	30.8	29.9	29.1	2.3	
15:30	28.3	8	32.3	31.3	32.5	34.3	31.1	34.6	32.3	29.9	28.7	3.1	
15:40	28.1	8	32.8	32.0	32.0	34.8	32.1	33.7	32.1	29.6	28.9	3.0	
15:50	28.3	9	32.3	31.3	31.6	34.9	30.6	33.6	31.2	29.4	28.8	2.5	
16:00	28.4	10	31.9	30.9	31.1	32.1	30.6	32.5	30.8	29.0	28.4	1.8	
気温差①	3.2		16.5	10.7	11.4	8.1	11.2	10.6	9.1	13.3	11.7		

気温差①：測定ポイント毎の調査時間内における最高気温と最低気温の気温差  
 気温差②：測定時間毎の発電所周辺地点(No.06～09)の平均気温と気象庁発表の気温データの温度差

その結果

- ・発電所内の気温が最も高温になった時の、発電所周辺地区の測定4地点と気象データの気温を比較すると周辺値の気温が10度も高い。
- ・調査時間帯である12:10～16:00における各測定ポイントでの最高気温と最低気温の気温差を比較したところ、気象データは3.2度なのに対し発電所周辺地4地点の平均は11.2度と気温変化が非常に激しい。また発電所周辺地と発電所内の温度変化には類似性が見られる。

ことが確認できます。

以上の事から、発電所内の温度変化が周辺地域の気温上昇に影響を与えている事が推察できます。しかも、発電所で最も気温が上がった13:00～13:10の間の日照時間は、わずか1分だけです。晴れ間が続けばさらに気温影響は大きかったと思われます。

また、調査を実施した那須烏山中山太陽光発電所は敷地面積は4～5haでパネルは15000枚程度との説明でした。計画されている施設の規模はそれより、はるかに巨大でパネルの枚数は20倍以上になります。周辺地域への気温上昇の影響はさらに大きくなると推察しますが貴社の見解を提示願います。

【030】

「事業実施区域周辺の気温分布に著しい影響は及ぼさない」という評価結果には十分な根拠がなく、信憑性にかけていると考えます。  
評価方法を見直し、再度調査を実施願います。

『電磁波』

【031】

中間報告に記載された評価内容は、既存の資料を参照し、その内容を転記されているのが中心で地域特性や実際に使用される機器の特性が軽視されているのではないのでしょうか？

【032】

計画事業で使用する機器名及びその仕様を明らかにし、各機器ごとに電磁波の測定結果を提示願います。

【033】

低周波音については縦覧参考資料P12に予測結果図を示して頂いていますが、同様に電磁波がどのように減衰していくかを確認できる図を発生する電磁波の種類毎に提示下さい。（発電所計画図をもとにパネル、パワーコンディショナー、変電所の設置場所を考慮し試算願います。）

【034】

電磁波による健康被害についての見解は国によって異なっているのが現状であり日本より厳しい基準が設けられている国もあると聞きます。  
電磁波過敏症に関しても国内では電磁波でなく精神的なストレスが原因といった見解もあります。精神的なストレスが原因としても、貴社のメガソーラーが建設されたことによる精神的ストレスで過敏症になった住民が出てきた場合、どのような対応をされますか？

【035】

電磁波による健康被害について、新たな見解が出され、貴社施設が人体に影響を及ぼすことが判明した場合、施設を撤去し電磁波による被害をうけた住民に対して保証を行って頂けると考えてよいのでしょうか？

『光害（反射光）』

【036】

反射光は天空方向に反射させるとのことですが、生態系特に鳥類にあたる影響をどう評価されているか説明願います。

『交通安全』

【037】

交通量の調査を昨年6月に実施されており、その結果をふまえ混雑度を算定されていると思いますが、4月の道の駅オープンに伴い交通量にも変化があると考えますのでそれを踏まえた調査を実施し、再度、混雑度の試算結果を提示願います。

【038】

伊賀は村民が買物、通勤、通院等で日常生活と切り離せない隣接地域です。送電線を国道163号沿に新設するということでしたが、その工事で村民の生活にどのような影響があるのかは説明されておりません。工事計画を明らかにし、交通に与える影響を明示願います。

【039】

工事用車両の排ガス規制について、どのような基準を適用されるのか提示願います。

【040】

渋滞時の一般車両の優先対策を具体的に提示願います。

【041】

一般車両と工事関係車両との判断方法はどうか提示願います。

『安全性』

【042】

縦覧参考資料P8,9に記載された内容は、安全性を実証するために「テルル化カドミウム(CdTe)太陽光発電システムの国内大災害発生時の環境リスク評価」という評価報告書を引用されたものと推察します。しかし、上記、出典元の評価報告書を確認したところ「地震、津波およびそれにより誘発される大火災に焦点を当て、日本国内で大災害が発生した場合のCdTe太陽光発電システムの環境リスクを検討した。」と明記されており山くずれや土石流、地すべりなどに関して検討はされておられません。また、評価報告書では「地震による(り)もたらされる太陽光発電モジュールの環境リスクは」とされている文章を縦覧参考資料では「地震及び山地災害時における環境リスクは」と「山地災害」という表現が意図的に追加されているように思えます。それ以外にも出典元の文書を変更している箇所があり、改竄にあたるのではないのでしょうか？

【043】

テルル化カドミウムは安定化合物と説明されていますが、有毒物質ではなく無毒であるということでしょうか？明確にご回答下さい。無害・無毒でない場合は具体的に、どのような毒性があり人体、環境にどのような影響を及ぼすのか説明願います。

【044】

太陽光パネルの安全性についてはカドミウムにばかり焦点があてられていますが、それ以外にも様々な物質がふくまれています。カドミウム以外に有害物質や環境に影響を与えることが懸念される物質(セレン、アンチモン、ヒ素、亜鉛、硫化カドミウム、水銀、銅等)が含まれてましたら、もれなく提示し、その毒性を明記願います。同様にパワーコンディショナーをはじめ施設内に設置される機器、設備についても説明願います。

【045】

中間報告に記載された評価内容は、既存の資料を参照し、その内容を転記されているのが中心で地域特性や実際に使用される機器の特性を考慮するよう、評価方法を見直し

再度調査を実施願います。

『環境影響評価のすすめ方につて』

【046】

説明会配布資料のP16,17に自主環境影響評価の評価項目が記載されておりますが配慮事項として選定されていない項目が多々あります。  
各項目について配慮事項としなかった理由を明示下さい。

【047】

下記内容は配慮され環境影響評価の対象とされるべきと考えます。配慮事項として追加願います。

- ・パネルの反射光、温度上昇、低周波音、電磁波等が動植物、生態系に与える影響
- ・開発予定地区は村民に散歩コースやバードウォッチングの場として利用されるだけでなく定期的に探鳥会や植物観察会で村外から訪問者がある事が住民から指摘されている点  
(人と自然との触れ合いの活動の場)
- ・工事中の眺望景観に係る環境影響
- ・施設建設工事及び事業終了に伴う工事等で発生する廃棄物に係る環境影響  
(特に20年後には大量の廃棄物が発生することが明白)
- ・お茶の生産地である村の歴史的、文化的景観に係る環境影響  
(日本遺産の第1号に認定、また宇治茶の世界文化遺産登録を目指しています)
- ・開発予定地区に重要な地形、地質があるのか

【048】

環境影響評価を実施するにあたり、助言を受けている専門家の情報を明示願います。

【049】

環境影響評価は個別の場所でなく、不特定多数の人が利用する所の評価を行うということでした。この基準でいくと各住民の生活空間に与える影響(各個人の家からの景観など)は一切考慮しないのが原則ということになります。  
村内で生活していない事業者はそれでいいのかもしれませんが周辺地区で生活を営んでいる住民にとっては、それでは意味がありません。  
これまで、何度も住民の意見を聞かれているにもかかわらず、住民の懸念、不安等を全く理解されていないのでしょうか？

【050】

村議会で南山城村長は「既に自然は破壊されている」と発言をされたと聞いており、開発予定地にこれほどの多くの生物が生きているとの結果に驚かされてしまいました。  
「対象地域にはイノシシやシカはいない」との発言もされたと聞いております。  
中間報告にはイノシシ、ニホンジカとありますが、調査結果は間違いないのでしょうか？

【051】

春・夏季の動植物の調査を実施時、開発予定地区には既に、物資運搬用と思われるモノレールが設置、使用され、また予定地のすぐ隣には他社の太陽光発電施設の造成・設置工事が行われていたと思います。  
この時期は通常よりも人の出入りが多いことが、周辺住民にも容易に認識出来ました。  
気配に、より敏感な動物には相当な警戒心を与えたと思われます。  
このような状況での調査で正確なデータが収集できるものなのでしょうか？

【052】

京都府の定める環境影響評価項目に従い調査を実施されているということですが

京都府環境影響評価条例においては事業者の作成する配慮書、方法書、準備書に対して住民の意見、またそれをふまえた行政が意見を出すといった手続きを経ることに意義があると考えます。

中間報告の内容を見ると不信を感じる点もあります。

自主環境影響評価とはいえ、住民の意見を全く考慮しない方法では本来の環境影響評価の趣旨から外れてしまうのではないのでしょうか？

#### <林地開発の手続きについて>

##### 【053】

旧計画の説明会において貴社は

- ・ 2週間を目処にパネルの安全性、生態系への影響に関する説明資料を住民に配布する
- ・ 1ヶ月を目処に再度、説明会を実施する

という約束を、完全に無視されました。

昨年1月の説明会から5月に廃止届けを出されるまでの間に住民に状況を伝える方法はあったはずですが。

(期間中、関係自治区の役員等に訪問されているという話も聞かれました)

このような基本的な約束も守らない姿勢には不信を持たざる得ません。

住民との約束をどう考えているかお答え下さい。

##### 【054】

旧計画の説明会で回答できなかった質問、課題について

貴社がもれなく整理し資料を提示するとの約束も未だ果たされておりません。

前回までに出た課題が整理されず、貴社が放置されるので住民は毎回、同じ質問をしなければならず説明会がいつも時間切れになり議論が深まらない原因になっています。

つきましては、保留されている質問、要望と貴社の回答を整理して見解書にもれなく記載願います。

##### 【055】

旧計画に対しては、南山城村議会から意見書が提出されたと聞いております。

事実であれば意見書の内容とそれに対する貴社の見解を提示下さい。

##### 【056】

新計画の事業計画書の申請は平成28年5月26日になっていますが

縦覧が始まったのは平成29年1月13日です。縦覧までに半年以上もかかった理由を説明願います。

(不完全な事業計画書でも平成28年6月にまでに申請することで

京都府の条例改正があっても、環境影響評価の対象から逃れられるとの判断でしょうか?)

##### 【057】

月ヶ瀬ニュータウンは林地開発に係る地域に含まれていますが

縦覧資料の図「生活環境に影響が生じるおそれがある範囲」で貴社がしるした範囲にはなぜ月ヶ瀬ニュータウンは含まれていないのでしょうか。

##### 【058】

縦覧資料の図「生活環境に影響が生じるおそれがある範囲」では交通量の増加、濁水・雨水流出、騒音、粉塵に関しては影響範囲が記されていますが、縦覧参考資料P1で

生活環境に影響が生じるおそれの種類として定義されている景観や低周波音については記載されておらず、矛盾があります。

景観の影響は「本計画に関する地域住民等の範囲としている4地区」以外の地区にも及びます。

それを明記したものを京都府に提出しなければ、「本計画に関する地域住民等の範囲」

とする地区を設定する際に、京都府は正しい判断ができないのではないのでしょうか？

【059】

村には、渇水時、生活環境に影響が生じるおそれがあるとする川から取水し水道水として利用するための施設があると聞きました。

その水を利用する地区が、「本計画に関する地域住民等の範囲」に含まれていないのは不適切と考えます。貴社はこのことを把握していると思いますが京都府に対しては、その事を報告されておりますでしょうか？

【060】

開発予定区域には公共施設が隣接しており生活環境に影響が生じるおそれがあるとする二つの川の間に立地しています。村には小学校や保育園は一つしかなく村内の子供は多くの時間をそこで過ごさざるをえません。

この状況をふまえると、協定締結の対象は4地区だけでなく村内の全地区を対象とすべきと考えます。貴社は京都府に対して林地開発に係る地域から月ヶ瀬ニュータウンを外す交渉ではなく、村全体を含めるべきという交渉をなぜ行わないのでしょうか？

(行政の見解等の説明は不要ですので貴社の方針を提示下さい)

【061】

縦覧資料の図「生活環境に影響が生じるおそれの範囲」において

「濁水の発生、雨水流出量の増加」の範囲として殿田川、中谷川にマーキングされますが合流先の木津川と接する地点で急に影響範囲外となっている根拠を明示願います。

(かりに濁水が発生した場合、木津川に合流する直前で必ず解消されるのですか)

【062】

京都府の木津浄水場は木津川を水源にしております。

もし濁水が流れる可能性があるのであれば、どのような対策を検討されていますか？

また木津川市には事業計画について説明はされておりますでしょうか？

(さらに木津川は淀川に合流し、その水は大阪の水源となります)

<事業者について>

【063】

「First Solar社(米国)」 「First Solar Japan合同会社」 「FS Japan Project6合同会社」  
(以降、順にそれぞれ「FS社」「FSJ社」「FSJ6社」と表記する場合があります)

それぞれの会社基本情報(従業員数、資本金、取引銀行など)を明示願います。

また、3社間の資本関係、人的関係また当事業を実施する上でのそれぞれの役割について説明願います。

【064】

同様に説明会に出席されていた「株式会社CEサポート」「株式会社テラプロデュース」2社の基本情報(所在地、従業員数、資本金、取引銀行、設立年月日など)、会社としての事業実績、担当される業務、役割や関係を明示願います。

【065】

ISO14001を取得しているのは「FS社」でしょうか？

14001(環境マネジメントシステム)は、企業の活動により生じる環境への影響を改善していくための仕組みを構築するのが目的で、その対象には自然環境だけでなく地域住民も含まれていたと思います。太陽光発電所建設のために森林を取り壊し、生態系、周辺住民の生活環境に影響を与えることは貴社の環境方針と矛盾しないのでしょうか？

どのような環境方針を設定しており、この事業をどう評価しているのかお示し願います。

【066】

説明会は「FSJ社」の方が仕切られておりましたが  
説明会に参加された中で「FSJ6社」に所属されているのは、どの担当の方だったのでしょうか？

【067】

合同会社は定款で定めた条件、総社員の同意、社員が欠けた場合に解散するとあります。  
特定目的会社の「FSJ6社」に所属されている社員は少ないのではないのでしょうか？  
また、定款で「存続期間」や「解散の事由」を定めているなら、その内容を提示下さい。  
比較的簡単に解散でき、倒産の恐れもある。しかも、全社員が出資額を限度とした有限責任を負う  
会社形態である点に住民は不安を感じていると考えます。  
住民のこのような不安を解消する方法を提案下さい。

【068】

災害や事故などのリスクは保険で対応すると聞いておりますが  
加入される保険が保証するリスク内容を明示願います。

【069】

旧計画から今回提出された意見書に至るまでに、様々な懸念事項やリスクについて  
指摘されていると思いますが、その中で保険で対応出来ないものがありましたら提示して頂き、  
その事象が発生した場合のリスク対応策を明示願います。

【070】

事業途中での施設転売の可能性を否定されませんでした。  
住民に対して説明された内容、自治会、地権者、自治体と締結した協定や契約、合意事項が  
転売された後も、引き続き保証、遵守される仕組み、方法を事業主は提示する必要があると考えます。  
貴社が明言されていることなので、これは根拠のない心配事ではありません。  
つきましては具体的にどのような仕組みを設けられるのか説明願います。  
(「誠意を持って」、「真摯に対応」のような精神論は、これまでも守られていないので不要です。  
あくまでも具体策を示して下さい)

【071】

質疑応答の際、旧計画でデベロッパーを担当していた会社に反社会的勢力との関わりがあった  
との指摘がありました。この問題は企業の社会的責任という点においても  
軽視されてはならないものです。  
最近では京都府立医大の虚偽診断疑惑が報道され、京都府民にとっては関心を持たざるえないものです。  
この件について以下の質問に回答願います。

【071-1】

本来であれば、事業主側がすすんで報告すべき問題と考えますが説明会では参加者から  
指摘があるまで、言及されなかった理由をお教え下さい。

【071-2】

指摘された会社との関係は解消したし事業主はあくまで「FSJ6」であり「FSJ」には  
説明責任はないとの認識だったのでしょうか？  
今後問題が発生しても都合の悪い事は全て隠蔽されるのではないのでしょうか？

【071-3】

新計画ではデベロッパー担当の会社は参画されていないようですが

南山城村・伊賀市太陽光発電事業は計画当初から終了まで貴社が主体となって行われる事業という認識でよろしいでしょうか？

【071-4】

報道の全てが事実在即しているわけではないとの見解をしめされました。貴社は事業主として当然、事実確認を行い、住民に経緯を説明する義務があると考えます。どのような報道がなされたのか、またその中で「事実と認められる内容」と「事実在即していないと考えられる内容」を明確化して下さい。

【072】

金融機関からの融資を受けるため特定目的会社(SPC)として「FSJ6社」を設立したとの説明でした。多くの周辺住民が反対の意志を示している点また懸念理由を、リスク分析を行う際の情報として金融機関に伝えて頂けますようお願い致します。  
(貴社の融資先の中には過去、数度にわたり反社会的勢力との関係がマスコミに報道された金融機関も含まれており、この種の問題は重要な判断要素であると考えます)

<造成計画について>

【073】

南山城村は昭和28年の大水害で多くの犠牲者を出してしまった経験があり、村からは今後高い確率で大雨、洪水による土砂災害の発生が予想されると注意が出されております。そのような中、住宅、農地、小学校、保育園、国道、河川に隣接し村民の生活に深くかかわる地域において、貴重な生態系をわざわざ取り壊し、地形を変え、災害の発生を助長する恐れのある開発をなぜ行うのか理解に苦しみます。この点に関して貴社のお考えをお聞かせ下さい。

【074】

「FS社」が世界各地で展開されているプロジェクトの紹介がありました。しかし、他国で建設されているメガソーラーは、広大な平地に建設されており周辺には住宅街は見当たりませんでした。世界で展開されているプロジェクトと今回計画しているメガソーラー事業では立地条件が全くことなりますが、「FS社」は事業の妥当性、安全性、倫理性といった面からどのような見解を持たれているか、ご確認頂き、お答え願います。

【075】

貴社の施設に限らず、メガソーラーの建設事例の多い欧米諸国に設置された施設のうち、住宅地周辺の山の木々を伐採し、地形を変えて建設されている施設の数はいくらありますか？また、メガソーラー施設全体の何%くらいを占めておりますか？

【076】

「FS社」は、世界各地で事業を展開されており、各国の事情にも詳しいと思います。保育園や小学校をはじめ住民が日常生活をおくっている区域から200～300Mしかはなれていない場所に大規模な太陽光発電所を建設することは、欧米諸国でも日常的に行われているのですか？発電所を建設するにあたり、各国で規制を設けているのか提示願います。

【077】

造成工事により、開発予定地区の地形は大きく変えられてしまいますが工事前後で風の流れや強さがどのように変化すると予測されておりますでしょうか？耐風設計の方針も含め、資料をご提示下さい。

【078】

造成計画については、当初、調整池による雨水対策が計画されていたのが旧計画申請時にはオンサイト方式に代わりました。  
当計画ではまた調整池による対応に戻っておりますが  
このように計画が変更されてきた経緯、理由について説明下さい

【079】

安全性向上のためとの理由で砂子田川及びその谷を埋める計画に変わりました。  
しかし、伊賀市側の開発面積をおさえた（アセス逃れのため？）ことにより、パネル設置面積を増やす必要があったことが本当の理由ではないでしょうか？  
また旧計画は、これまで安全と説明されてきましたが、もし旧計画で開発許可があり工事が行われていたら腹付け盛土に水が染込んで崩壊するリスクがあったということでしょうか？

<環境への影響>

【080】

「環境のためといいつつ、なぜ森林を破壊するのか」というシンプルな住民の疑問に、なぜ明確で簡潔な回答がなされないのでしょうか？  
改めてこの疑問に回答願います。

【081】

旧計画の説明会で  
「太陽光発電は環境にやさしいと教わったのに、その発電所を建設するために森林が伐採され山が削られ生態系が破壊されるのを目の当たりにする子供にどう説明をしたらいいのか教えて欲しい」という質問がありましたが、いまだに回答頂いておりません。  
重要な問いかけと考えるので 貴社の見解を提示願います。

【082】

「FS社」は世界各国で事業を展開されており、各国の状況にも詳しいと思います。  
ドイツでは太陽光発電事業が周辺自然環境に与える影響に対する規制は厳く、施設建設のため森林等の伐採を行えば、その6倍の植林を行わなければいけないと聞いたことがあります。このような制度がもうけられている意図をどのように考えられますか？  
世界的な基準で見た場合、業界をリードする企業が発電所建設のため、森林を取り壊すことは奇異なものに見えるのではないのでしょうか？

【083】

除草剤、農薬は使用されないと伺いました。  
その場合、地表面はどのような状態になりますか、また雑草対策の方法を明示下さい。  
パネルの洗浄や汚れ防止のために、洗剤・ワックスを使用する予定はありませんでしょうか？

【084】

施設の周辺に隣接している田畑、河川に影響の恐れを懸念しておりますので、上記以外に使用する薬剤等ありましたら、もれなく列挙願います。

【085】

事業を通じて環境に貢献していきたいと伺っておりますが  
説明会では多くの住民が森林伐採を伴う大規模な造成工事による、生態系への悪影響、景観の悪化、安全性の問題等に不安を感じており生活環境の悪化につながることに懸念をしております。  
周辺住民の生活環境は貴社の考える環境には含まれないのでしょうか？

また、開発により伐採される木々や植物は二酸化炭素を酸素に変えるだけでなく雨水を保水し、秋に落とす葉は養分となり土を肥やすことで、豊かな生態系を築く礎になっています。里山に生息する動植物が長い年月をかけ作り出してきた生態環境というものは貴社の考える環境には含まないのでしょうか？ 貴社の考える環境とは何か説明願います。

## <防災>

### [086]

旧計画の説明会において感電の問題について指摘がありましたが、

「認識はないので持ち帰り調査する」との回答でした。

その後この件については一切、回答がありません。

消防庁の資料によると太陽光発電システムの火災では初期から残火確認等に至るまで、感電事故の可能性があり、浸水により発火した事例も報告されています。

台風等の災害の後には、太陽光パネルの感電に関して経済産業省だけでなく太陽光発電協会(JPEA)から注意喚起がだされ、マスコミでも取り上げられております。

JPEAの会員である貴社が、なぜ協会の出している注意喚起を認識されていないのでしょうか？

また海外では消防士が感電死した事例もあるようですが、このような情報は

「FS社」と共有されていないのでしょうか？

### [087]

建設予定地は過去に大きな水害も経験しており、災害が発生することは、想定しておく必要があると考えます。

地元、自治会や消防団にたいして災害時の危険性や対応方法について合意はおるか説明もされていないというのは周辺住民への配慮に欠けていると思われま

す。災害時の太陽光パネルの取り扱いについて、旧計画の説明会で指摘されたあと

自治会、消防団に対してパネルの取り扱いについての説明はなされたのでしょうか？

### [088]

カドミウムにばかり焦点が当てられてしまいますが

火災が起きた場合、発電施設から発生する煙に含まれる可能性のある有害物質がありましたらもれなく明示して下さい。

### [089]

過去の気象データを調べたところ2015年だけでも9回500mmを越す雨量が日本で観測されており、1位は三重県の679mmとなっております。ここ数年は局地的な豪雨が多発する傾向にあり、今後さらに増加する傾向にあるという予想も耳にします。

説明会では28年災害時の雨量にも対応できるということですが、対応可能な想定雨量を明示下さい。

また、その想定を超えた場合は、どのようなリスクが発生するのか説明願います。

### [090]

伊賀市では1854年に「伊賀上野地震」が発生したとの記録があります。

マグニチュードは7で上野付近だけで死者は625名とあります。

またこの地震は本震のあとも規模の大きい余震が1ヶ月弱続いたとあります。

同レベルの地震(本震・余震)を想定した設計がされておりますでしょうか？

また、地震により雨水が溜まった状態の調整池が決壊した場合は

どのような被害を想定されておりますでしょうか？

【091】

局地的な豪雨は昨今「ゲリラ豪雨」と呼ばれマスコミ等でもよく取り上げられておりますが、  
廃熱の増加、アスファルトに覆われた地面が日射により暖められた結果上昇気流が発生する  
ことが原因との指摘があります(ヒートアイランド)。

太陽光パネルは夏場、高温になると70度以上になり、その温度上昇が発電効率の低下に  
つながるため、いかに発熱をおさえるかがパネル業者の課題になるとも聞いております。

パネルが30万枚も敷き詰められた場合、ヒートアイランドと同じような現象をおこし  
周辺の気温上昇やゲリラ豪雨をもたらす可能性はないでしょうか？

もし、ないとの見解をお持ちでしたら、その根拠を提示願います。

#### <事業終了後の対応>

【092】

売電事業終了後どうなるのか、事後措置について住民から何度も説明を求められておりますが  
未だに、明確な方針が示されておられません。

現時点で想定されている基本方針、作業工程、作業期間等についてまず説明願います。

【093】

旧計画時に「一時的に自然を破壊するが施設撤去後は元の山に戻す、後地には植林をし  
数年で緑にもどるだろう」と発言されましたが、開発で破壊された生態系が数年で復元される  
という説の根拠をお示し願えますでしょうか？

【094】

事業終了後は開発地域全体が植林されて地権者に変換されることは全地権者が合意し、  
その内容は契約書の中に含まれているものとの認識でよいでしょうか？

【095】

売電事業終了後、造成された土地を植林し森林に戻すことは貴社の思い、誠意だけで  
実現できるものではありません。地権者の合意が必要と考えます。それを実現するため、  
具体的にどのような仕組みを構築するのか、住民が納得できる方法を提案願います。

【096】

造成工事後は現状よりも安全になると主張されておりますが、  
事業終了後もその安全性は維持されるのでしょうか？

また30年後50年後といった長い視点で比較した場合も、現状を維持するよりも造成工事をした  
ほうが開発予定地の安全性は高いといえるのでしょうか？

【097】

一度、造成工事が行われた土地は定期的にメンテナンスされなければ

安全性が維持されず災害を引き起こす原因になる恐れはないのでしょうか？

その場合、その維持管理のための費用はどれくらいかかり、また誰が負うことになりますか？

もし地権者ならば、そのことについて合意はとれていますか？

【098】

拡張・新設された6m幅道路や、砂子田川を埋め、つけかえられた水路の  
管理責任は最終的に誰が負わなければいけないのですか？

事業終了後、村が永久に維持管理費を負担し続けなければならない事はないですか？

また、年間の維持費はいくらになるのか試算結果を提示願います。

【099】

「FSJ6社」は特定目的会社のため事業終了後、最終的に解散されると考えますが、解散のタイミングは具体的に何を以て決定されるのでしょうか？

【100】

解散後に貴社起因による災害等が発生した場合、その責任は誰が負うとの認識ですか？

「FSJ社」ですか地権者ですか、責任の所在を明確化願います。

【101】

ファーストソーラー製パネルのリサイクル費用は前払い方式をとられていたと思うのですが、最近の資料では「利用時払いシステム」と記載されておりました。

具体的にどのような方式なのか、また「利用時払いシステム」のパネルが適切にリサイクル処理されているか、どのように管理しているのか説明願います。

テルル化カドミウムが含まれているので、この事業にかかわらず不法投棄されないか懸念されます。

【102】

また、パネルのリサイクル費用が前払でないのであれば、

30万枚のパネルのリサイクル費用がいくらになるのか明示願います。

【103】

経産省の調査資料によると、ファーストソーラーのヨーロッパでの太陽電池モジュールの導入実績は4.5GWで50万トンに達しているとのことです。

説明会では世界で13.5GWの実績があるとの話でしたので単純計算するとすでに

150万トンほどのファーストソーラーの太陽電池モジュールが存在し今後もその量は増えていくと想定されます。

アメリカ、マレーシア、ドイツにリサイクル設備がありアメリカ、マレーシアの処理容量は年間1万トンとありました。ドイツの処理容量は不明ですが、かりに他と同値とした場合、現在導入済みの150万トンを処理するのに50年かかることとなります。

説明資料のスケジュールは2020年運転開始ですので2040年頃に当事業のパネルは廃棄されます。

その頃、リサイクル施設はフル稼働しても処理しきれずリサイクル待ちのパネルが発生していることも懸念されます。

日本国内だけでも2040～50年頃には、年間40～50万トンが排出されるとの試算もありパネルの処分方法は先送りできない問題です。

つきましては2040年時点までに周辺国からマレーシア工場に持ち込まれる廃棄パネルの量を試算し、最終的に当事業で使用された30万枚の廃棄パネルのリサイクル処理がいつ始まり、完了するのがいつ頃になるか提示願います。

【104】

また事業終了時、マレーシアの処理施設のリサイクル受入能力をこえていた場合に廃棄パネルが開発予定地区もしくは村内周辺に一時保管されては困ります。

開発予定地から撤去されマレーシアのリサイクル工場に持ち込まれるまでの流れをお示し下さい。

<伊賀市側施設につて>

【105】

開発地域が2府県にまたがることから、許可申請手続きも京都府と三重県に分かれます。

しかし、南山城村と伊賀市は「伊賀・山城南定住自立圏形成協定」を締結し

そのつながりは府県を超え、今後ますます密接になっていくと考えます。

説明会に伊賀市からの参加者がおられたように周辺住民の生活や生態系、防災等の問題を

考える上では開発地域を分けることはできません。

伊賀側の調整池に貯められた水も京都側に流れてくると考えますがボトルネック部分はどのように評価されているのでしょうか？

経済産業省の設備認定や中部電力との売電契約は南山城村・伊賀市太陽光発電事業として手続きをしているのではないのでしょうか？

なぜ、伊賀市側の開発、送電線の問題等も含めた全体計画が確定してから手続きを進めないのでしょうか？

#### 【106】

京都サイトと三重サイトで行う開発方針に違いはないのでしょうか？

(例えば、除草剤を使用する・しない、環境保全方針、防災対策、事業終了後の跡地の扱い等)もし、異なる点があれば、もれなく明示して頂けますようお願い致します。

#### <その他>

#### 【107】

開発予定地およびその周辺は静かで自然豊かな環境で、それを求めて村に移住された方も多いと聞きます。2年以上にわたる工事の騒音は周辺住民にとって苦痛となります。

工事時間や作業日程の基本方針がしめされておりませんが、今後、住民との調整をどのように進めていくのか、たたき台を提案願います。

#### 【108】

説明会資料にスケジュールを記載頂いておりますが、これでは詳細が全くわかりません。

許認可手続きの際は、もっと詳細なスケジュール（工程表）を提示されるのではないのでしょうか？少なくとも、下記内容がわかるものを提示願います。

##### ・工事着工前に

「京都府側、三重県側の林地開発や砂防法、道路占用、河川の付け替え等の認可手続」、  
「送電方法等、中部電力と合意が必要な事項など」を全て完了させる計画になっているか？

##### ・工事種別ごとの着手期間

・生活環境に影響をあたえる事象が発生するのが、それぞれどのような作業・工事が行われる時で、ピーク時はいつになるのか。

・住民向けの説明会（進捗説明会も月に1回程度は必要と考えます）

#### 【109】

説明会では、これまで

- ・以前、自治会向けの話し合いで聞いた説明と違う
- ・資料の内容が変わっている
- ・また、以前から質問しているのに回答がない

といった指摘が参加者から出ております。

旧計画の意見書にも書きましたが、このような問題は会議体をもった後に情報が共有されれば回避されると考えます。

今後、住民との話し合いを行った際は、議事録、問合せ・課題一覧等を作成して頂き

住民と情報を共有して頂けますようお願い致します。また資料のバージョン管理も行って下さい。

(企業間でのやりとりであれば、普通に行われていることと思います)

#### 【110】

計画されている事業は開発規模が大きく、影響を受ける住民が多数おります。

説明会などの日程は、貴社の都合で決められてしまいますので、住民の中には参加したくてもできない人もいます。

つきましては、ホームページを作成して頂き

「住民向け情報の発信」「前述した議事録等の成果物の公開」「問合せページの設置」等の機能を用意して頂きますようお願い致します。

(今の時代、問合せ方法が担当者への電話だけというのは、あまりにも不便で、実用的ではありません。)

【111】

「工事後に獣害の頻度が増えた場合、第三者による調査を行い開発行為と因果関係があると分かれば対応する」とのことですが、住民は具体的にどのような手続きが必要となるのか、また、受付後どのくらいの期間で貴社の対応方針(調査を行う等)が示されその後の処理の流れ・対応内容がどうなるのかについて基本的なパターンで結構ですのでフロー図を作成し、ご提示願います。

(住民は獣害が増えた旨を貴社に伝えさえすれば、貴社負担で第三者機関の調査依頼が行えるのでしょうか?)

【112】

同様に以下にあげる事象が発生し、貴社に申し出た場合にそれぞれ、

「対応する」「対応できない」のいずれであるか見解をお聞かせ下さい。

「対応する」場合は、

具体的な手続き、処理の流れがどうなるのか、どのような対応(調査、対策、補償、賠償等)をして頂けるか明示願います。

(住民が申し出る際に、必要となる前提条件があれば合わせて明示願います)

「対応できない」場合は対応できない理由をお示し下さい。

(事象01) : 電磁波過敏症と思われる症状が発生した

(事象02) : 災害により破損したパネルが田畑に流されてきた

パネルにはカドミウムが含まれており、村産の作物は危険との風評被害が発生し、作物の売り上げに影響がでた

(事象03) : メガソーラー建設が始まってから、周辺地域のホテルが減少してしまった

(事象04) : 雨が降ると、泥水が流れてくる

(事象05) : 水源が枯れたもしくは、水量が減少した

(事象06) : 工事の音がうるさいので、作業スケジュールを変更してもらいたい

(事象07) : ラジオ、携帯電話、無線などの電波状態が悪くなった

(事象08) : 発電所施設から(パワーコンディショナー等の)異音が聞こえる

(事象09) : 自主的に測定したところ、電磁波の数値が高いところがあった

(事象10) : 反射光が眩しいので、なんとかして欲しい

※「誠意を持って」、「真摯に対応」といったことではなく具体的な対応方針を回答願います。

【113】

説明会を実施された時には、すでに3地区とは

旧計画で締結した協定書が、新計画でも有効であるとの覚え書きを取り交わし

協定は締結済みと説明がありました。

しかし対象地区の住民であるにもかかわらず覚え書きを取り交わしたことを知らない人もいます。

また協定を締結済みの地区の中には、区内のほとんどの家からメガソーラー建設反対のノポリが建っています。この状況をどうとらえておられますでしょうか?

自治会内で民主的な手続きを経たうえで協定書の締結がなされているか確認はされてますでしょうか?

【114】

「京都府林地開発行為の手続きに関する条例」では、府が市町村長へ意見聴取を行う事になっております。

村は法的根拠がないことを述べると、訴訟に持ち込まれる恐れがあることを

懸念しているようですが、仮に村が下記のような意見を表明した場合

それぞれ訴訟の対象とされるのかどうか、考えをお示し願います。

- ・多くの村民が反対しており、開発者と地域住民との合意形成は図られていない
- ・伊賀市の開発計画、送電方法が確定しておらず、事業計画が確実に実施される確証がない
- ・事業計画は村の総合計画の構想に反するものであり、相応しくない

#### 【115】

南山城村長は中立の立場にあり、村が説明会にでることはないと言明されております。村長選挙が行われた時にはまだこの事業計画は公になってはいませんでした。また村内にも賛成、反対それぞれの立場の住民がいることを考えると一つの考え方であると思います。

ただ、村は業者や関係区の区長の話は聞けても説明会の状況や、そこで出た住民の意見を知る機会はありません。区長が区民の意向全てを把握することはできませんし、意見書を提出するのも一部の住民であることを考えると村が4区以外の村民も含めた、住民の意見を把握するのは困難と考えます。

つきましては、説明会で要望があったように、今後、村と協定書等を締結することがある際は、村民の代表であり、説明会に出席して住民の発言を聞いておられた村議会の意見も尊重頂きますようお願い致します。

(このことは事業者だけでなく京都府にも認識して頂きたいと考えます。)

#### 【116】

ここ数年、日本各地で太陽光発電所による「景観問題、泥水流出、パネルの飛散、土砂崩落、気温上昇、光害」といったトラブルや、発電所建設に対する反対運動が発生しています。

このような状況をふまえ、自治体が条例を制定し太陽光発電所建設に対して規制をかけるといったニュースが度々報道されます。

もし、住民の声を無視した強引な開発や、条例逃れに見える対応が業界内で繰り返されれば再生可能エネルギーに対する疑念を招くだけでなく、

自然を大きく破壊するメガソーラーよりも原発の方がましといった風潮をもたらしかねません。

貴社はこのような状況をどのように認識されておりますか？

また太陽光発電所を建設する際に、独自の規制を定めている地方自治体の数はどれくらいになるのでしょうか？

<地域へ与える影響についての懸念>

昨年の念頭の挨拶で京都府の山田啓二知事は「今年は、『森の京都』の年でもあります。府域の4分の3を占める森林は、水を清め、空気を創り、災害を防ぎ、さらには貴重な木材資源を提供してくれています。」と述べられておりました。

4月からは「京都府豊かな森を育てる府民税条例」が導入されています。

その趣旨には「府民の生活の安心・安全を確保する上で、土砂災害の防止、水源の涵養、地球温暖化の防止等森林の多面的機能が果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く府民全体が享受していることに鑑み、森林の整備及び保全、森林資源の循環利用並びに森林の多様な重要性について府民の理解を深めることにより、これらの森林の多面的機能を維持し、増進するための施策に要する経費の財源に充てるため」とあり

貴社が事業の意義とされている「空気を創る(CO2を削減)」、「地球温暖化の防止」といった機能が森にはにあるとされています。

京都府の森の価値を改めて認識するきっかけとなった同じ年に、森林を伐採し太陽光発電所を建設するという計画が京都府に提出されたことに驚かされました。

『森の京都』の対象地区である京都府中部地域の以外の森は価値がないとの判断でしょうか？

そして今年は『お茶の京都』の年になります。

京都府は、日本茶・宇治茶のユネスコ世界文化遺産の登録を視野に宇治茶の振興に取り組んでいます。

「平成27年4月に、京都府南部の山城地域で育まれてきた宇治茶の歴史や文化が

『日本茶800年の歴史散歩』として日本遺産の第1号に認定されたところです。

さらに、宇治茶の世界文化遺産登録の取組を通して、宇治茶が、伝統産業や日本文化と深く結びついた世界に誇るブランドであることを確認して、それをPRすることによって、日本だけではなく世界的な価値として発信していくとともに、宇治茶の魅力や価値を大切に、地域ぐるみで景観保全や、その技術や文化を維持していくことが一番大事であり、原点だと考えております。この原点を通じてその延長線上に世界文化遺産登録があると考えております。」と京都府知事は述べられております。

今回のメガソーラー建設予定地である今山はこの提案書に取り上げられている地域であり、この地域の森林をわざわざ伐採し山を削り谷・川を埋め、ソーラーパネルを敷き詰めるという開発は、文化遺産登録の障害になるのではないかと考えます。

南山城村では人口減少・少子化・高齢化が進み定住対策が大きな課題となっています。

その対策として村では「魅力あるむらづくり」の中核をなす事業として「道の駅」事業を進めており国土交通省の重点「道の駅」に選定もされております。

手仲圓容村長は村長三期目の就任の挨拶で「『道の駅』事業は、茶業をはじめとする地場産業の振興、人口対策、若い人たちの雇用の場の創設、買い物難民対策、高齢者生活支援対策、防災拠点の整備など村が抱える多くの課題の解消に向けた取り組みであり『魅力あるむらづくり』の核となる事業です」と述べられております。

村外からやってくるお客様にとって大きなマイナスイメージを与えないか？

道の駅周辺を大量のダンプが行き交い、山が削られ、工事の騒音が聞こえるといった状況になれば、村の自然を求めて村外からやってくるお客様にマイナスイメージを与え、リピート率にも悪影響を及ぼすのではないのでしょうか。

第2次の「道の駅」事業では医療施設をはじめ村民が生活するにあたり重要な施設が設置される予定で村長は庁舎移転にもふれられています。

村の新たな拠点地域(コンパクトシティ)の背後にメガソーラーが建設されるのは、村の防災上の観点からみても不適切と考えます。

以上を考えると、メガソーラー事業は地域活性化の妨げとなるのではとの懸念が湧いてきます。

## <事業計画に対する意見>

現時点では、今回の事業計画に反対します。主な理由は以下の通りです。

### 『事業計画の内容が明確になっていません』

京都府林地開発行為の手続に関する条例では、目的として

「林地開発行為予定者が地域住民等に対する十分な説明を行う仕組みを整備することにより、林地開発行為予定者と地域住民等との合意の形成を図り、もって生活環境の保全に資するため」とあります。しかし、現状においては伊賀市側の開発計画も未確定なところが多く変電所の位置や送電方法も確定していないなど計画の全体像が明らかになっておりません。また、発電事業は20年で終了予定とされておりますが、その後の施設撤去の計画や方針も説明されております。

開発予定地からは30万枚のパネルが撤去され、植林されるだけでなく防災上の安全性も考慮された上で、跡地処理がなされるのか不明です。十分な説明が行われないうまま、手続きだけがすすめられることになれば条例の目的に反する事になると考えます。

### 『疑問点、懸念事項が解消されていません』

これまで説明会が何度か開催されておりますが、その中で住民から出された多くの質問や要望は保留されたままで、見解が示されております。

前回の課題が整理されずに進行する説明会では、そもそも住民からの意見・要望・不安事項などを、事業者は理解されていないのではないかと懸念がわいてきます。

また、環境影響評価の中間報告については、現時点ではその手法や評価結果の内容に対する不信感が解消できておりません。

このような状況では、計画に賛成することはできません。

### 『メガソーラーの建設が地域に貢献するとは考えられません』

京都府が進めている開発区域を含む地域の世界文化遺産登録への取り組み、南山城村が進めている道の駅事業を中心とした地域活性化への取り組みにとってマイナスになる恐れがあることは前述しましたが、

村の活性化を考える上では若い世代の移住者をいかに増やしていくかが重要な課題となります。子育て世代が移住を考えると、子供が将来通うことになる保育園や小学校の環境は重要な検討事項となります。

そのような中、現在は科学的根拠はないとされておりますが、電磁波の身体への影響への不安は確実に広まっているのではないのでしょうか。

電磁波に対する問題意識は自然を求め移住を考えている人のほうが敏感な印象があります。巨大な太陽光発電所が隣接する小学校・保育園に抵抗を感じる移住者がいることは十分に考えられ、このことは移住者の減少をまねく原因となりかねません。

### 『自然は村の貴重な財産と考えます』

過去に行われた住民アンケートによると、「何もない村だが貴重な自然がある」ということを村の値打ちとして多くの方が評価していることが分かります。

観光客、移住希望者もまた、都会にはない豊かな自然を求めて南山城村にやってくるのではないのでしょうか。

先祖から受け継いだ自然は取り壊さない限り、これからも守り続けることができますが、メガソーラー施設は20年ほどで取り壊され価値を失います。

そうして残された土地が回復するにはどれほどの年数を要することになるのでしょうか。

開発予定地の森林は、この事業が計画される、はるか昔から、

絶え間なくCO2を吸収し酸素にかえ、豊かな生態系を育み、人々に恩恵を授けてきました。

このことを考えると「森林を失うことは、村の未来を失うことになる」と思えてなりません。  
この問題は、村の未来を担う子供達にも大きくかかわることですが  
どれだけの子供がこの事を認識しているのでしょうか？  
子供達にこの事実を説明し、彼らの意見にも耳を傾けることなくして、  
この事業を進めることは許されないと考えます。

---

2013年12月1日

テルル化カドミウム (CdTe) 太陽光発電システムの国内大災害発生時の環境リスク評価

東京大学 准教授 松野泰也

1. 本報告書の目的は、本報告書の目的は、テルル化カドミウム (以下CdTeと記す) 太陽光発電システムの日本国内で発生する大災害時の環境リスク評価をまとめることにある。地震、津波およびそれらにより誘発される火災は、多くの日本人が懸念する災害である。従って、これらの災害により引き起こされる、CdTe 太陽光発電システムの潜在的環境リスクを検討し、リスクを低減する方法を明確にすることが必要である。この報告書は、フアーストソリューション社の依頼を受け作成したものである。
2. 日本においてCdTe太陽光発電システムの設置に関して考慮すべき災害  
 地震は日本人がとりわけ関心を寄せる災害の一つである。2011年3月11日に東北地方で発生した大地震として誘発された津波により大きな被害が生じたのは、まだ我々の記憶に新しい。さらに、この地震により誘発された津波は177か所において大規模な火災を引き起こした。これらの火災は、過去の大地震やそれに続く津波においても引き起こされている。これらの火災の主たる元は、津波により破壊された海岸沿いに設置された燃料や液化石油ガス(LPG)の貯蔵タンクにあると考えられている<sup>2)</sup>。  
 日本においては多くの都市が沿岸沿いにあるので、地震やそれにより誘発される津波に關してとりわけ関心が高く、CdTe太陽光発電システムの設置においても検討されるべきである。



図1 2011年3月11日に気仙沼市にて津波により発生した大規模火災<sup>3)</sup>

3. 地震および津波のハザードマップデータ  
 国土交通省は、「ハザードマップ」のポータルサイトを所有している。そこでは多くの市町村が地震や津波などのハザードマップをホームページにて公開している<sup>3,4)</sup>。



図2 地震 (左) および津波 (右) のハザードマップの公開されている市町村

これらのハザードマップの詳細や公開の有無は市町村において異なる。東北地方の都市における地震および津波のハザードマップの例を図3(a), (b)に示す。

東松島市防災マップ 地震

① 揺れやすさマップ (宮城県沖地震 (単独型) の場合の震度分布図)

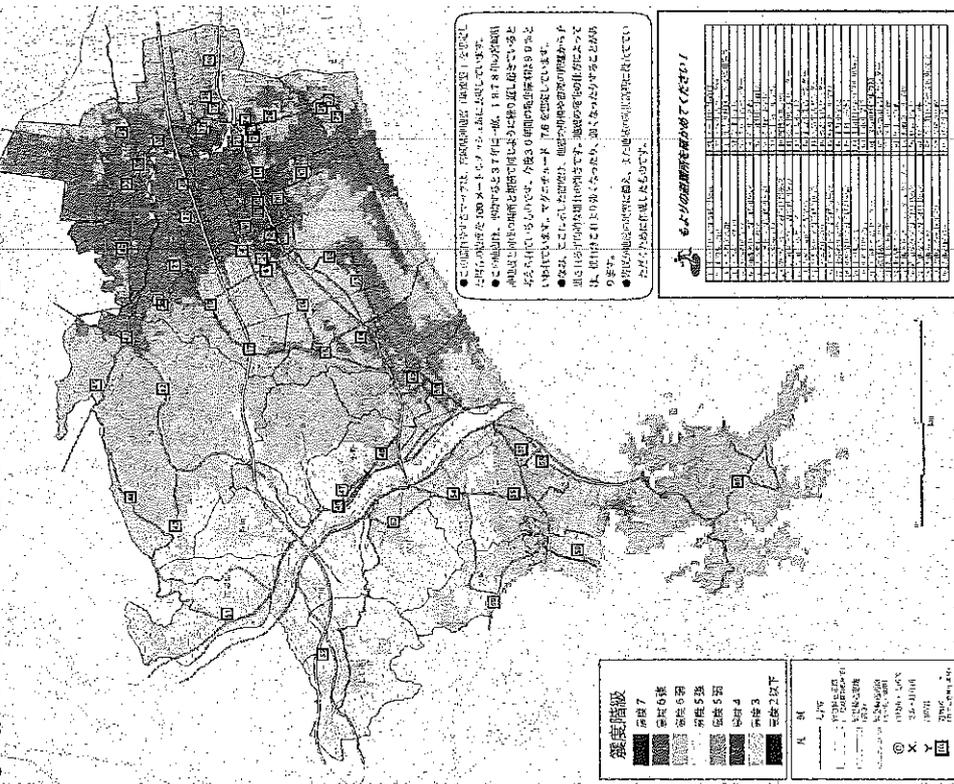


図3(a) 東松山市の地震ハザードマップ - 宮城県沖地震 (単独型) の場合の震度分布図

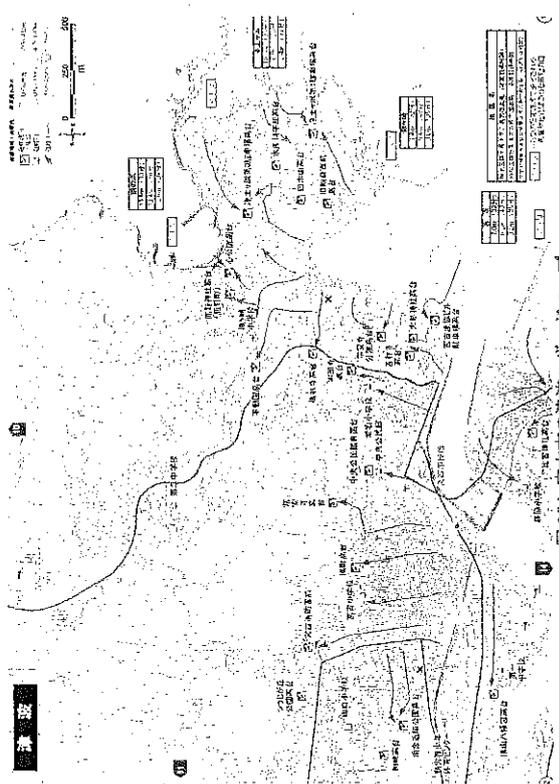


図 3(b) 宮古市の津波ハザードマップ

4. 災害発生時の環境リスク評価とリスク低減のための方策  
 環境リスク評価は、環境に化学物質が暴露された際の人の健康と環境への潜在的な影響を評価する科学的手法である。(図4)



図 4 環境リスク評価の枠組み

鉛、クロムおよびカドミウム等の重金属およびその化合物は、太陽光発電システムの製造に用いられることも多い。CdTe 太陽光発電システムの各災害時の環境リスクに関して以下に述べる。

- 4.1 地震  
 地震によるさらされる太陽光発電モジュールの環境リスクは、被害を受けた地域においてモジュールが破損することによって顕著に増大する。
- CdTe は、溶解度が  $9.5 \times 10^{-8}$  とかなり小さいので水には不溶性の物質に分類される。もしモジュールが破損したり損害を受けたとしても、CdTe は特殊な環境下に無い限り、モジュールのガラスから環境中に移動していくことは無い。特殊な環境というものは、例えばモジュールが 1 cm 以下の細かな粒子へと破砕され、酸性水溶液の中にかき混ぜられるようなことである。このような状況は、(メガソーラー発電を建設して運用する) プロジェクトでは起きえないものである。
- CdTe の移動度合いは、CdTe の純物質を用いた溶出試験にて確認されている。溶出試験では、一般に環境で起こりうる状況を模した実験条件において、水溶液の中で難溶性金属化合物がイオン化する速度と量を調べる。その中でも、pH 6 の標準水溶液に CdTe を 1 mg/L の割合で投入し、28 日後に溶解する

Cd の量が定量されている。ここでは、1 mg/L の CdTe に対して溶解した Cd は 15 μg/L であり、溶解量は (投入された CdTe の重量に対して) 1.5% であるとの結果が得られている。

但し、上記は、純粋な CdTe 化合物を用いた溶出試験の結果であり、CdTe 太陽光発電システムの製造において、まずは CdTe が高温状態でガラスの板に蒸着される。さらに、ラミネート材にて被覆され、もう一枚のガラス板が被せられる。このようなモジュールのデザインにより CdTe はガラスの板に挟まれた格好になり、通常の状況下においては CdTe の外部環境への露呈は無く、仮にモジュールが破られた状況においても CdTe が環境に暴露されるのは抑制される。

さらに、アアーストソーラー社では、太陽光発電モジュールの性能を深知し対応するための施策が定められており、米国西部の大規模 CdTe 太陽光発電プロジェクトにも用いられている。このような施策により、地震後に破損された太陽光発電モジュールを検出し、取り外し回収することが可能である。とりわけ、日常行われている監視と出力のモニタリングにより、破損されたモジュールを検出し、早急に回収することが可能である。これらの対応策により、CdTe 太陽光発電システムの環境リスクは、さらに低減されるものと考えられる。

4.2 津波

津波による太陽光発電モジュールの潜在的リスクは、津波の被災地域に破損したモジュールが散らかされることに関連づけられる。一般に金属の海水面での移動は水の pH に依存し、pH が増大するに従い移動度は減少する。海水は、世界各地の海水面において pH が 7.9 から 8.2 でありアルカリ性である。(図 5) 従って、清水に浸かったモジュールからの金属の溶解は、ある程度抑制されるものと考えられる。さらに、仮に海水に飽和になるまで溶解したとしても、ゼブラフレイッシュを用いた CdTe の海水生物に対する毒性試験では影響は無いものと見なされている。CdTe 太陽光発電モジュールの津波による潜在的な環境影響を定量化するために、アアーストソーラー社は海水での溶出試験を実施した。



図 5 海水表面での pH

4.2.1 海水での溶出試験

海水での溶出試験は、DIN (ドイツの工業規格) にて規定されているバッチ式溶出試験方法に基づき、合成した海水を用いて実施した。ここでは、津波の被災後に内陸の低地に残った海水の中に浸漬されたモジュール断片からの金属の溶解による潜在的な影響を評価する。そのような海水では、対流はほとんどなく、モジュールは海水により継続的に浸漬されているのではなく、静置された状況にあると考えられる。従って、振とうを行わない条件にて溶出試験を行った。

DIN 規格では液体と固体の比を 10:1 にすることになっているので、太陽光発電モジュールを 9 mm 角に切断したものを 90 g 用意し、900 mL の海水に入れて 24 時間静置した。その後、サンプルを (45 μm フィルターにて) 濾過し、相転を用いて pH が 7 以下となるように調整した上で、ICP 質量分析 (ICP-MS) にて Cd の濃度を測定した。表 1 に示すように、3 つのサンプルにてカドミウムの溶出速度は 17-37 μg Cd/L となった。

表 1 CdTe 太陽光発電モジュールの海水での溶出試験の結果 (合成海水を用いたバッチ式溶出試験に基づいているが振とうは無し) の状態での結果

Sample	Time (h)	Volume (L)	Mass (g)	pH	Cd Concentration (μg/L)	
AAG892	192252188	17	5	1025	20.7	8.17
AAG893	192252185	17	5	1025	20.7	8.18
AAG894	192252186	17	5	1025	20.3	8.17
Blank	<LO	<LO	<LO	<LO	20.3	8.17

津波後に大気中に溶出したCdの濃度は17-37  $\mu\text{g Cd/L}$ であるので、モジュールに含まれていたCdTeから約0.03%/日(含有されているCdTeの重量基準)の速度でCdが溶出することになる。

#### 4.2.2 津波による潜在的環境リスクの評価

津波に被災した場合、海水に太陽光発電モジュールが破損し分散する可能性がある。津波により引き起こされる環境リスクを抽出試験の結果を用いて評価する。ここでは、1 MWの太陽光発電モジュールが破損して断片となり閉鎖系の海水に浸った場合を想定した。

その場合、潜在的な影響は以下の式にて評価できる。

$$C = (T \times E) / V$$

- T: Cd濃度増大速度 ( $\mu\text{g/L/日}$ )
- C: 太陽光発電モジュールのCdTe含有総重量 ( $\mu\text{g}$ )
- E: Cd溶出率 (%/日) (含有されているCdTeの重量に対して溶出するCdの重量の割合)
- V: 閉鎖系海水の容量 (L)

Tに関しては、ファーストソーラー社の13%効率の太陽光発電モジュールでは、毎ね0.127  $\mu\text{g CdTe/W}$ (つまり  $1.27 \times 10^{11} \mu\text{g CdTe/MW}$ )とである。Eに関しては、表1に示した抽出試験の結果から、モジュール中のCdTe総重量に対して溶出するカドミウム重量は0.03%/日である。Vに関しては、1 MWの太陽光発電システムを導入する場合、概ね2ヘクタール(20,000  $\text{m}^2$ )の敷地が必要となり、その敷地が全て深さ2 mの海水に浸漬するとしたら40,000  $\text{m}^3$ (40,000,000 L)の海水量となる。これらのパラメータを用いて閉鎖系海水のCd濃度増大速度を求めると、約0.95  $\mu\text{g/L/日}$ となる。しかしながら、上記の計算は最悪のシナリオつまり至る太陽光発電モジュールが津波により破壊され、9 mm角の小さな断片となり閉鎖系の海水に浸漬した場合を想定している。従って、閉鎖系海水のCd濃度増大速度は0.95  $\mu\text{g/L/日}$ よりもはるかに小さいと予想される。

日本では、水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)では、Cdは3.0  $\mu\text{g/L}$ と定められており、慢性(長期)暴露を想定したものと見なすことができる。水生生物の保全に際しては、急性(短期)暴露環境基準は、日本においては検討されているが未だ設定されていない<sup>10)</sup>。しかも、人の健康の保護に関する環境基準は、急性(短期)暴露と慢性(長期)暴露の区別がされていない。一方、米国環境保護局(EPA)では、人の健康と水生生物の保護に関する地表水の水質基準、カドミウムを含む約150の有害物質に関して設定されている。津波による太陽光発電モジュールの破損によるCdの溶出は急性のものでもあり、慢性(短期)暴露と見なせる。従って、米国環境保護局の海水の急性水質基準である40  $\mu\text{g/L}$ と比較した場合、津波被災後に海水に太陽光発電モジュールの破片が散らばったとしても、ある程度長期間水質基準を超えないと考えられる。

それでもなおCdの溶出を最小限にとどめるために、津波後に海水に浸漬した太陽光発電モジュールを早急に回収することが望まれる。

#### 4.3 津波後の大気炎

Beckmann と Mennenga は、CdTe太陽光発電モジュールが火事になった際の周囲の影響について検討している<sup>10)</sup>。彼らは、CdTe太陽光発電モジュールが燃焼している周辺での大気中のCd濃度を推計した。彼らの最悪シナリオ、つまりモジュールのCd含有量が最大の66.4  $\text{g/m}^2$ かつ1,000  $\text{m}^2$ の広域に設置されたものが火災となった場合、推計可能な最長距離である100 m離れた場所での大気中に含有されるCd濃度を計算した。それでもCd濃度は0.66  $\text{mg/m}^3$ であり、不可逆的な健康影響もしくは長期継続する重大な健康影響が出る閾値の最大濃度を示す急性レベルAEG1-2(10 min.)の1.4  $\text{mg/m}^3$ と比較してもはるかに小さい濃度である<sup>10)</sup>。しかも彼らの推計は、モジュールに含有されている全てのCdが、CdTeかCd蒸気として完全に放出するものと見なした結果である。つまり、大気中のCd濃度を推計しない限り、Cdが酸化カドミウム(CdO)となる反応や溶融したガラスに拡散することは考慮していない。Fthenakisらは、CdTe太陽光発電モジュールを典型的な家庭や商業ビルに設置した際に到達する濃度である760°Cから1,100°Cに加熱する実験を行い、99%以上のCdが溶融したガラスの中に残留することを示している<sup>10)</sup>。さらに4.2.2にて述べたように、ファーストソーラー社の効率13%の太陽光発電モジュールのCd含有量は7.7  $\text{g/m}^2$ と著しく小さい。従って、火災となったCdTe太陽光発電モジュール周辺の地表での大気中のCd濃度は、上記の急性レベル閾値AEG1-2(10 min.)の1.4  $\text{mg/m}^3$ と比較して著しく小さくなるものと考えられる。

津波後に大気炎がどこで起きるのか、そしてどれだけの時間火災が燃焼するか、CdTe太陽光発電モジュールがそれらの火災に巻き込まれるか、それとも海水に浸漬されるのかどうかについては不確かである。従って、太陽光発電モジュールが必ずしも津波後の大気炎に巻き込まれるとは限らない。

以上を鑑み、津波により誘発される大気炎によりもたらされるCdTe太陽光発電モジュールの環境リスクは小さいものと判断される。

#### 4.4 CdTe太陽光発電システムの環境リスクに関する他の既存研究

日本の電力中央研究所は、1998年度にNEDOの助成を受けてCdTe太陽光発電システムの環境リスクを検討した。そこでは、火災時のCdの放出と、破壊されたモジュールからの降雨によるCdの溶出が検討されている<sup>10)</sup>。様々なCdTe薄膜太陽光発電モジュールに対して、750-1000°Cの温度範囲で燃焼試験が行われ、Cdの揮発速度が測定された。800-1000°Cの温度範囲での燃焼試験において、モジュールからのCdの揮発速度は0.25%以下であった。これらの結果を用いて、本造家屋が火災になった場合の煙中そして家屋周辺の地表付近の大気中のCd濃度が推定された。いずれの場合も、Cd濃度は規制値よりも小さい値となることが確認されている。

破壊されたCdTe太陽光発電モジュールのバッチ溶出試験が、酸性雨雰囲気(つまりpHが4.8の水)かつ40°Cにて、10分-72時間の順に行われた。それら全ての抽出試験の結果、水中のカドミウム濃度は抽出限界以下の値であった。それゆえ、通常の環境雰囲気下では、破壊されたCdTe太陽光発電モジュールからのカドミウムの溶出は無視できるほど小さいと結論づけられている。

これらの結果により、CdTe太陽光発電システムを使うことは、環境リスクの観点からは問題ないことが結論づけられている。

#### 5. 結論

本報告書では、地震、津波およびそれにより誘発される大気炎に焦点を当て、日本国内で大気炎が誘発した場合のCdTe太陽光発電システムの環境リスクを検討した。CdTe太陽光発電モジュールが、地震および津波により破壊されるか、そして誘発される大気炎に巻き込まれるかもしくは海水中に浸漬されるかに関しは不確実性が大きい。しかしながら、たとえ最悪の状態になったとしても、大気や海水のカドミウム濃度が環境規制値を超えることは起きにくい。それゆえ、CdTe太陽光発電システムの最大災害時の環境リスクはかたがた小さいものと考えられる。

なお(保障などを考慮した)商業的な理由により、太陽光発電システムが津波ハザード地域に建設されることは少ない。それでもなお、地震や津波により破壊された、もしくは海水に浸漬されたCdTe太陽光発電モジュールは、カドミウムの放出を最小限に抑制するために早急に回収されるべきである。

#### Reference

- 1) <http://www.shimizu.co.jp/theme/earthquake/fire.html>
- 2) Kitamura, Y. Consideration to the tsunami fire in Kesennuma city 2012
- 3) <http://disaportal.gst.gov/bousaimap/index.html?code=1>
- 4) <http://disaportal.gst.gov/viewer/index.html?code=1>
- 5) First Solar. 2013a. Memo from P. Sinha to K. Brusaert. Environmental Risk Assessment of Potential Catastrophic Events. July 2.
- 6) Kaczmar, S. Evaluating the Read-Across Approach on CdTe Toxicity for CdTe Photovoltaics, SETAC North America 32nd Annual Meeting, Boston, MA, November 2011
- 7) First Solar. 2012. Appendix 10: PV module detection and handling plan<sup>1)</sup>, Topaz solar farm project
- 8) Takahashi, T. and S.C. Switzerland. 2013. Climatological Mean Distribution of pH and Carbonate Ion Concentration in Global Ocean Surface Waters in the Unified pH Scale and Mean Rate of their Changes in Selected Areas. OCE 10-33891. Lamont-Doherty Earth Observatory, Columbia University, Palisades, NY
- 9) First Solar. 2013b. Memo from P. Sinha to K. Brusaert. Environmental Risk Assessment of Potential Tsunami Impacts. Nov. 1
- 10) [http://www.env.gov.jp/council/toshin/0994-j1504/hokoku\\_2.pdf](http://www.env.gov.jp/council/toshin/0994-j1504/hokoku_2.pdf)
- 11) <http://water.epa.gov/factsheets/guidance/standards/current/index.cfm>
- 12) Beckmann, J. and Mennenga A., 2011. Calculation of emissions when there is a fire in a photovoltaic system made of cadmium telluride modules. Bavarian Environmental Agency, Augsburg, Germany.
- 13) <http://www.epa.gov/oppt/aspl/index.htm>
- 14) Fthenakis, V. et al. (2005): Emissions and Encapsulation of Cadmium in CdTe- PV Modules During Fires. Progress in Photovoltaics: Research and Applications

15) Central Research Institute for the Electric Power Industry (CRIEPI), 1999, Fiscal 1998 Report on the Results of Work Entrusted to the Renewable Energy and Industrial Technology Development Organization.

## 意見書

平成 29年 2月 24日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジェームズ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙 (12ページ)

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 生活環境の保全の見地から 次の疑問・懸念・不安の意見

1 「生活環境の保全」を誠実に守り、社会的な責任を持って事業を展開することができる企業であるのか？

① 昨年3月FSJapanProject6 合同会社の中心的人物が、反社会的団体との関係が明らかになった（暴力団員と共に逮捕された経歴が判明）。その後、その人物をFSJapanP6 社から外したと説明していたが、その人物が推進してきた契約や協定などをそのままに、今日まで事業を進めている。これは、企業としての重要な資質に問題がある。近年の日本企業の最低限の倫理・モラルとして反社会的勢力を積極的に排除することが求められている中で、この人物が関わった事業をそのまま継承するのは、今もこの人物が影で繋がっているのではないかと疑念を抱く。いったんこの人物を排除したならば、一から契約や協定を結ぶことが、クリーンな企業のすべきことではないか。1月28日・2月11日の説明会でこの問題が指摘されたが、「経営戦略的に支障が出ると判断して双方同意のもと契約を解除した」と述べ、この人物が「反社会的勢力」と判断して関係を遮断した訳ではないことが明らかになった。反社会的勢力を排除することが出来ない企業に京都府や南山城村は林地開発の許可を与えて良いのだろうか。この点での京都府の考え方も知りたい。そして企業としてのモラル・倫理の問題をどう考えているのか、反社会的勢力との関係について、ぜひFSJapanProject6 社は見解を明確に述べてください。

② ①とも関連して、公告縦覧では「軽微な変更」として法人代表者が変わっているが、その理由は何なのか。旧職務執行者がやはり「反社会的行為」等で業務につけなくなったのではないかと疑念を持っている。旧職務執行者が、今はどこで何をされているのかも、交代の理由と共に明確にして、是非私の疑念を晴らしてほしい。

③ 説明会では、米国のFS社、日本のFSJとFSJapanP6社は別々の企業であるとの説明であった。しかし、説明会での1時間30分かけた会社説明では米国FS社の詳しい業務紹介があったが、今事業の主体企業・FSJapanP6社の詳しい説明がない。何故今もって説明がないのか理由を教えてください。そして、本事業で災害等の損害賠償が発生した場合のFS社・FSJapan社が最後まで責任をもってくれるのかも明確にして下さい。さらに、ぜひFSJapanP6社の企業組織図・役員等々しっかり説明・公開してください。

④ 「景観」に関わる計画書について、この公告縦覧に付された説明文章に現れているこの企業の姿勢が非常に不誠実である。第一に、写真を使って「景観に著しい影響はない」と予測しているが、この写真そのものがおかしい。地元の住民からみた場合、何故ここで撮影する

のか、もっと高台の撮影適地があるのに、何故低い場所や違う方角の写真を使って「影響はない」と予測するのか不可解である。誠実な検証ならばしっかりとした撮影適地で行うべきである。ごまかして認可をかすめ取ろうとする意図が感じられる。（「景観」の項目で、実際の適地と思う場所からの写真と比較して、FSJapanP6 社の不誠実さを京都府にも確認していただく。）

- ⑤ 「林地開発事業計画書の公告縦覧」にはないが、地元での説明会では資料に『南山城村・伊賀市太陽光発電事業 事業説明会』と明記しており、南山城村北大河原砂田地域他と三重県伊賀市島ヶ原村地域との一帯が太陽光発電所として計画されている。にもかかわらず、何故三重県側の計画の説明がないのか。「中部電力」への「送電線・変電所等の計画」はすべて三重県側にあり、南山城村側の計画だけでは、今迄たくさん出された景観・災害・電磁波・希少生物絶滅等々の懸念・不安・疑問は解消しない。当初一体のものとして説明があったものが、いま何故説明しなくなったのか。三重県伊賀市島ヶ原地域の住民も行政もメガソーラー発電所計画について何らの話もないという。あまりに杜撰な計画ではないか。しっかりした三重県側の変電所・送電線（特に送電線を国道・市道など道路に埋没させるというが、認可が取れていないことが2月11日の説明会で判明）の計画があつてこそその南山城村側の約30万枚の太陽光パネルではないのか。こういう状況を見ていると、京都府の認可がおりれば、山を削り森林を伐採し谷を埋めてしまい、後は林地開発条例にふれずに土地を他企業に転売等々するのではないかと疑念も湧いてくる。現に石川県・富山県にまたがるFSJapanP12社の太陽光発電所では石川県の開発認可が下り開発工事が行われてから、富山県側の送電線認可申請が行われた、と聞く。同じようなやり方で進めるのではないかと危惧する。三重県側の明確な実行計画書を示し、三重県側の認可がおりない限り、村の開発はすべきではない。
- ⑥ そもそも約100haもの森林を伐採し、山を削り、約55haのソーラーパネルを設置することが、何故「環境保全に貢献する」のか、しっかりと説明すべきである。南山城村のこの山林が毎日大量の二酸化炭素を吸収していることと、その山肌を削り森林を伐採しての約30万枚のメガソーラー建設がもたらす自然破壊と、どちらが「環境保全に貢献する」かは明らかである。今すぐ、計画を中止すべきである。百歩譲ってFSJapanP6社の主張するような「貢献」があるならば、根拠を数値にして示すべきである。一企業の利益優先の考え方から離れて、グリーンGDP、グリーンGNP、EDPなどの国も取り組んでいる考え方で、今一度この計画を見直すことも必要ではないか。それも出来ないなら、やはり今すぐ、計画を断念すべきである。

## 2 自然災害

昨今の頻繁に起きる集中豪雨による全国的な大災害を見れば、「砂防指定地」になっている南山城村に大災害が起きる可能性が増大することは容易に予測さる。3～4年前の豪雨時でも、奥田から流れる川が氾濫して、今年4月15日開業予定の「道の駅」の用地一帯が水浸した。現在でもそんなことが起きている地域で、山肌を削り、森林を伐採したらどんなことになるのか素人でも分かる。この点でもこの計画は、自然破壊そのものがある。それを踏まえて、公告縦覧の事業計画書には、7・「交通量の増加」「濁水の発生」「雨水の流出量の増加」「建設騒音の発生」「粉じんの発生」と『生活環境に影響が生じるおそれのある種類』を5つに分けて、おそれを減ずるための措置として1. 騒音 2. 粉じん 3. 交通量には細かいデータを示し、基準値や予測式を示してその措置の効果を謳っている。なぜか、いちばん心配な「雨水の流出量の増加」「濁水の発生」についてはデータも示さず、工事中どこに「沈砂池」や「調整池」を設けるのか地図にさえ示さず（添付の地図にある「沈砂池」「調整池」は完成してからの場所をしめしている）、いったい工事中に3～4年前のような集中豪雨に見舞われた場合の対策はどうなっているのか。説明会では完成してからの雨水対策を示しているが、工事中の雨量データも示さず、“調整池で流出量を抑制する”“シート被覆、土嚢や土砂流出防止柵で防止する”と書いてあっても俄かには信じられない。何度も言うが、一度山を崩したら取り返しが効かない。完成しても心配な土砂災害だが、工事中でもさらに不安である。明確に対策を示すべきである。

## 3 テルル化カドミウムの危険性

今回メガソーラーに使われているCdTe（テルル化カドミウム）は、日本製パネルでは使用されていない。説明会では「安全性」については、10ページもの資料でアメリカのSF社製のパネルの「優秀性」を強調して説明をしているが、それほど安全で効率が良ければ、何故日本で普及しないのか。説明会で『日本人は「カドミウム」への恐怖心があるからだ』とFSJapanP6社の社員が言い訳していたが、それこそFSJapanP6社の不誠実・傲慢な企業体質を表している。「公害問題」に対して、四大公害訴訟の真摯な反省に立って確立された、健康を犠牲にした経済優先はいけないという経済倫理が分かっていないようだ。アスベスト訴訟でも国の認可や一部の科学者の見解だけで、安易な使用が重大な健康被害・死亡例まで引き起こしている。この様な考えで事業を進めていけば、必ず住民に犠牲を強いることになる。経済的にも「コストが高い」、「メンテナンスが出来にくい」など普及を妨げて原因があるはず。謙虚な検証を妨げているのもこうした企業体質である。今回のように強引に進めようと

する体質、利潤追求のためなら反社会的な勢力とも関わることもためらわない体質を改めない限り、日本での普及はないでしょう。この点からも、今回の事業は撤退するべきです。

#### 4 景観

公告縦覧の資料を以下に示す。

##### 7 景観

###### ① 概要

景観の影響検討として、フォトモンタージュによる景観予測を行った。

視点としては、事業実施区域あるいは計画工作物であるソーラーパネルを視認できる以下の四地点とした。

表 予測地点

区分	地点名	方向	距離
近景	月ヶ瀬ニュータウン集会所 (2階)	SW	約700m
	南山城村保健福祉センター	S	約800m
中景	JR月ヶ瀬口駅ホーム	SSW	約1.1km
遠景	三国越林道展望台	NNW	約2.0km

注)・撮影方向は、事業実施区域中心から各眺望地点の方向の方位を16方位で表している。  
・距離は、各眺望地点から事業実施区域中心までの距離を示す。

###### ② 予測結果

事業実施区域及びソーラーパネルの大部分は周囲の丘陵及び森林に遮られて視認できず、景観に著しい違和感を与えることはないと予測される。

○まず四地点を選んだ理由、またその地点からどうしてその方角の視点から撮影したのかの理由が知りたい。

- ・月ヶ瀬ニュータウン集会所 (2階) であるが、ここよりも高い地点の住宅・道路から「事業実施区域中心」を視認できる。また、冬の葉が落ちた状態で撮影した場合、同じ場所でも景観に著しい違和感を与える。
- ・南山城村保健福祉センターは南山城小学校校庭よりかなり低い地点での撮影で、はじめから見えない場所を選んだとしか思えない。
- ・JR月ヶ瀬口駅ホームからの写真だが意図的に視認できない方向での撮影になっている。北の

方角をむいて撮影すれば西工区の実施区域が見える。

- 三国越林道展望台は、そこから東へ車で少し走れば視界が開ける場所があり、これも見えない場所を選んだとしか思えない。

○下に「説明会」で配布された FSJapanProject6 社/株式会社 CE サポートによる資料の中から「予測地点」の図を示す。

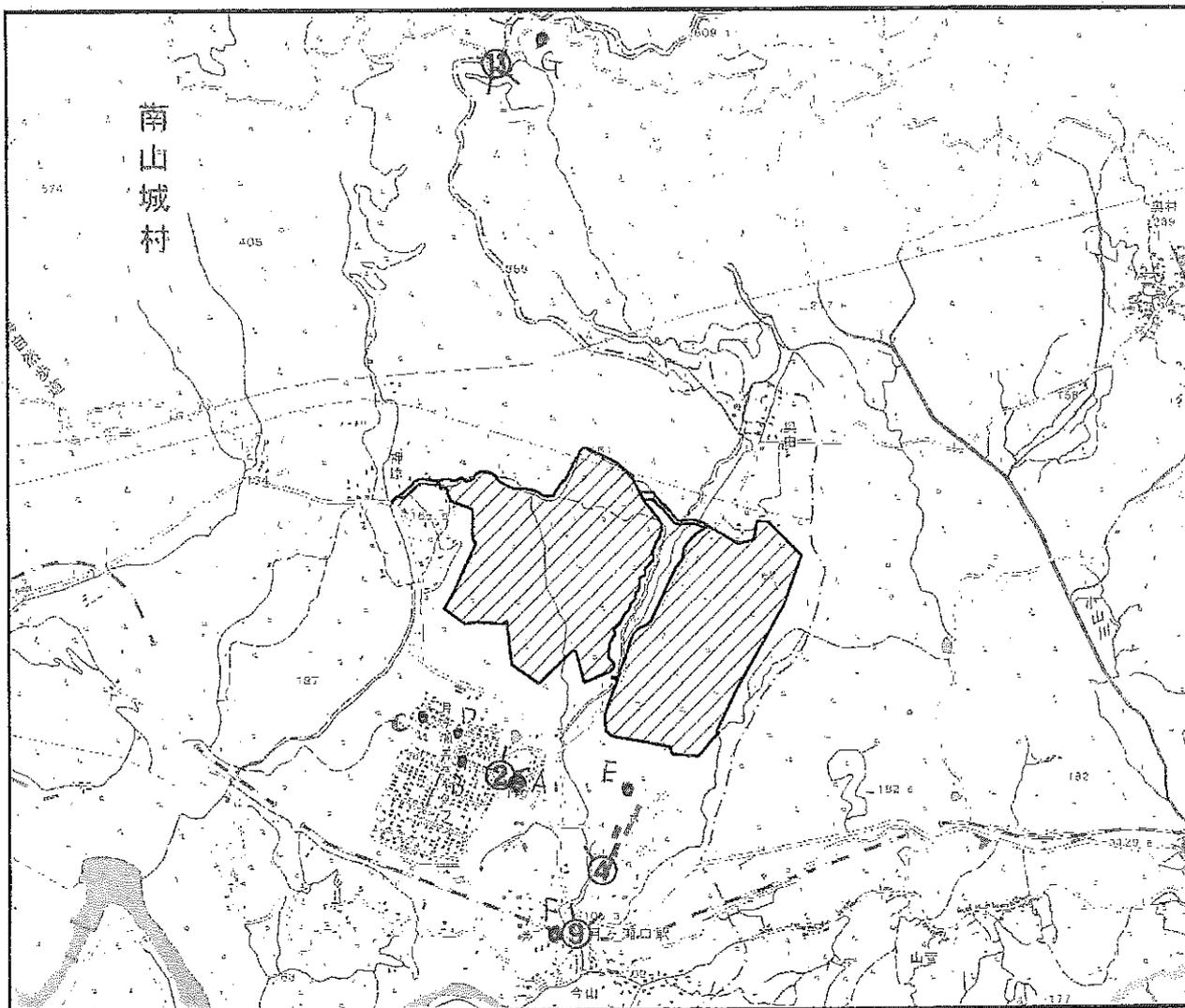


図3 予測地点（フォトモンタージュ作成地点）

H. 田山 割尾坂

図の青色の②④⑨⑬は FSJapanP6 社が撮影した地点を示している。この図に手書き赤鉛筆で●をしている地点が、次のページに貼付した写真を撮影した場所である。

公告縦覧の FSJP6 社が写した資料の写真と比較して頂きたい。

また⑬の三国越林道展望台よりも、事業実施地域が俯瞰できる「田山地区割尾坂の茶畑」からの写真を撮った。

②の写真

将来

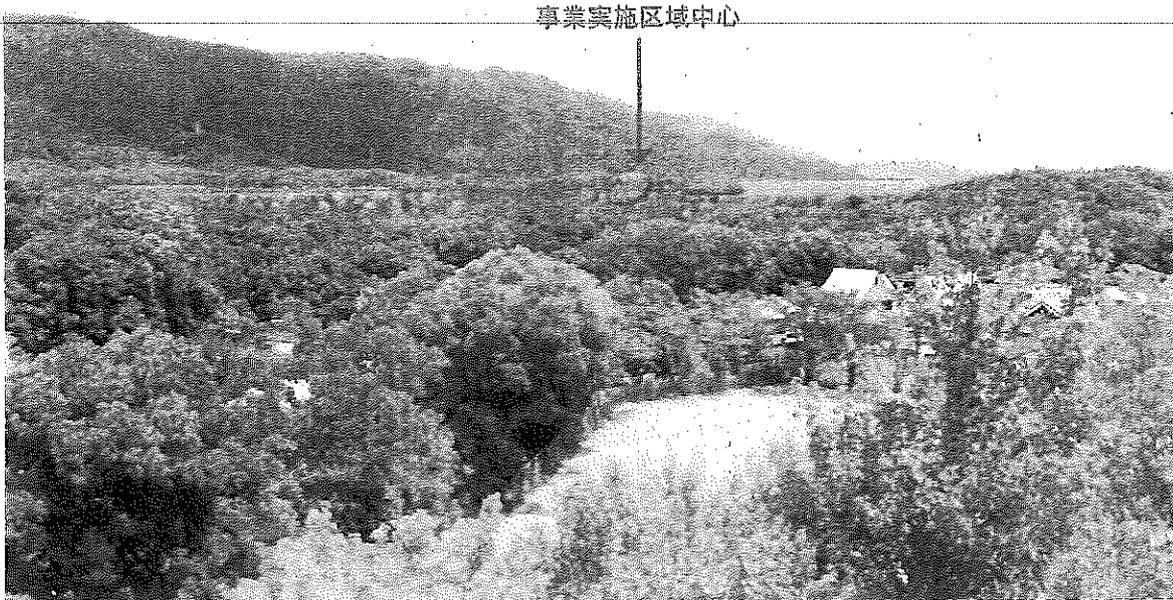


図4 景観の変化の程度 (②月ヶ瀬ニュータウン集会所 (2階))

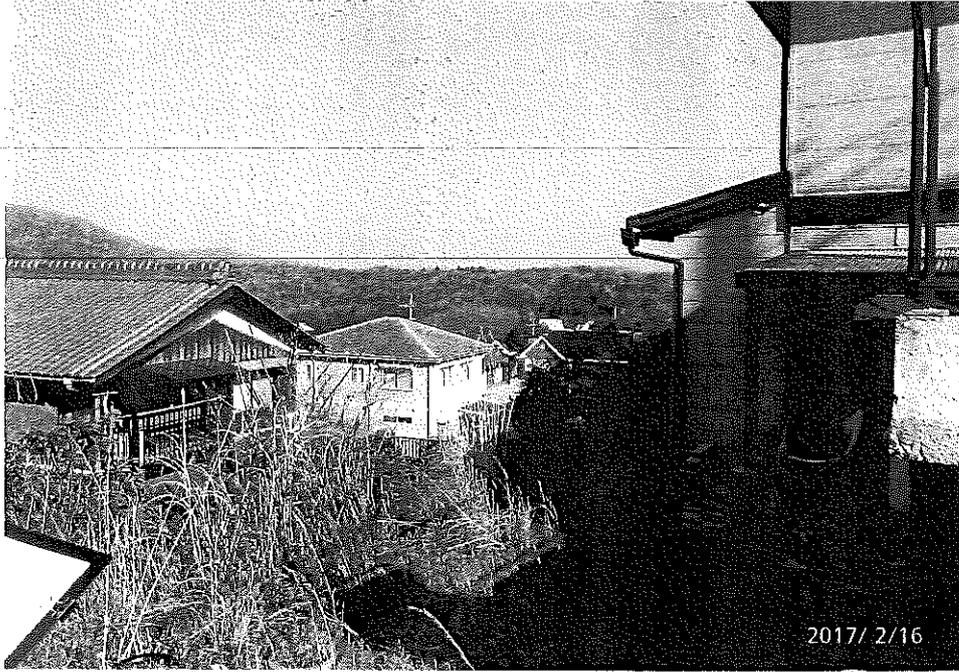
A



↑②と同じ場所 (ニュータウン集会所2階) からの写真。

次ページにニュータウンの集会所より高い場所からの写真を貼付する。

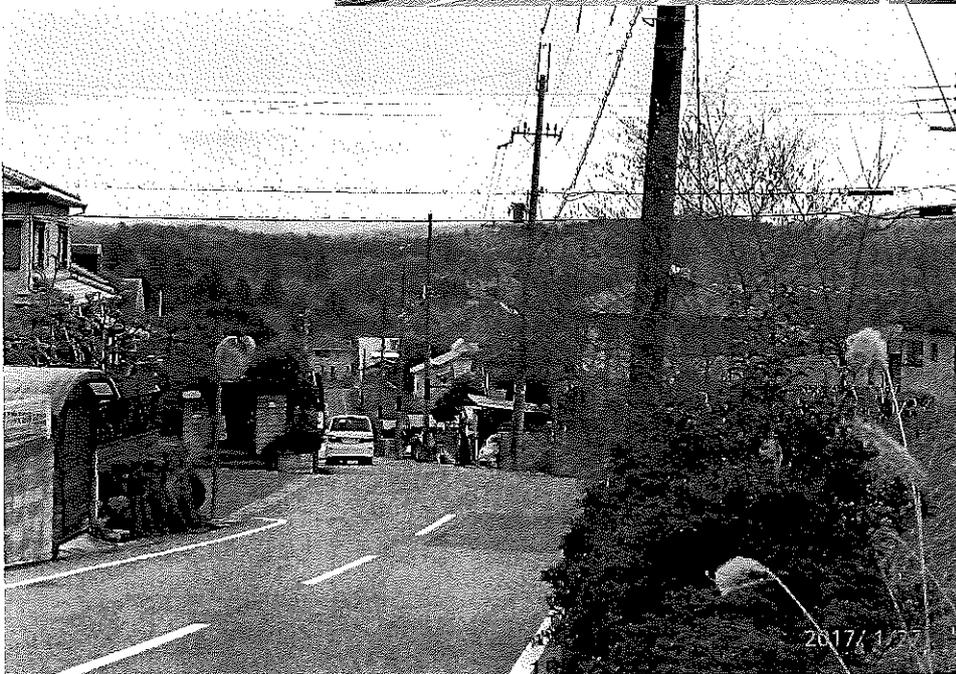
\*月ヶ瀬ニュータウン 2組 8組 付近の写真



B



C



D

④の写真

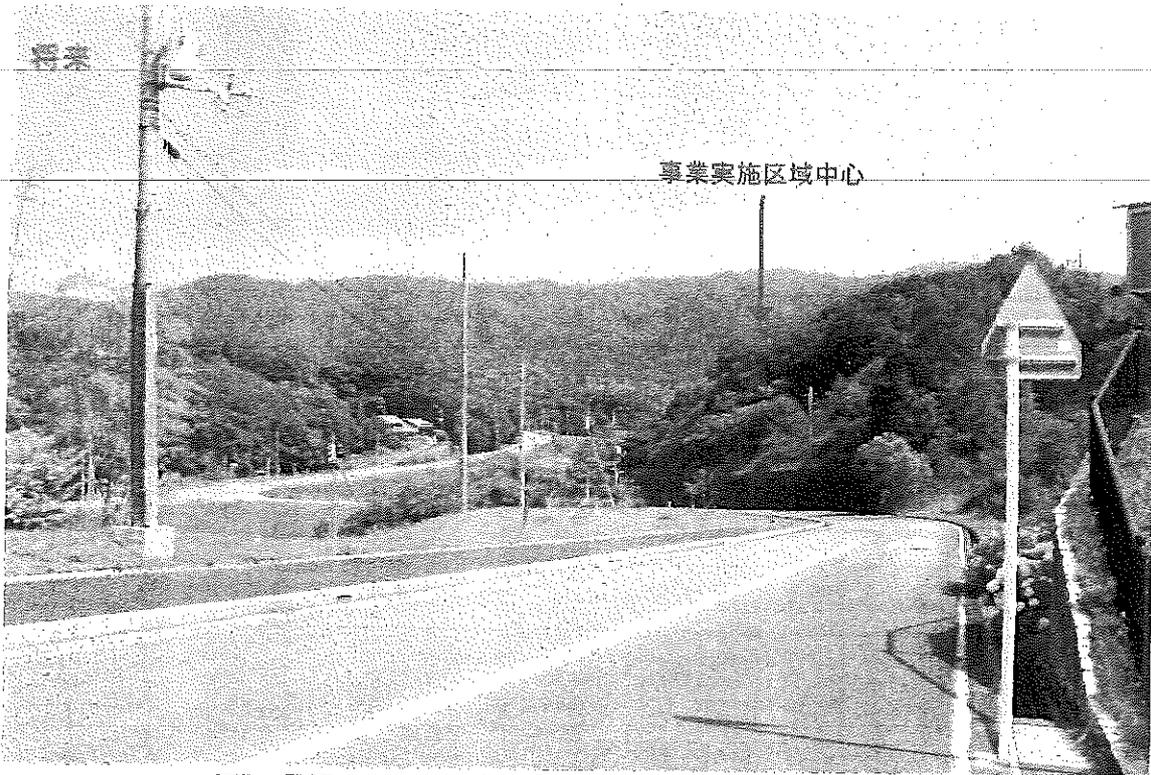
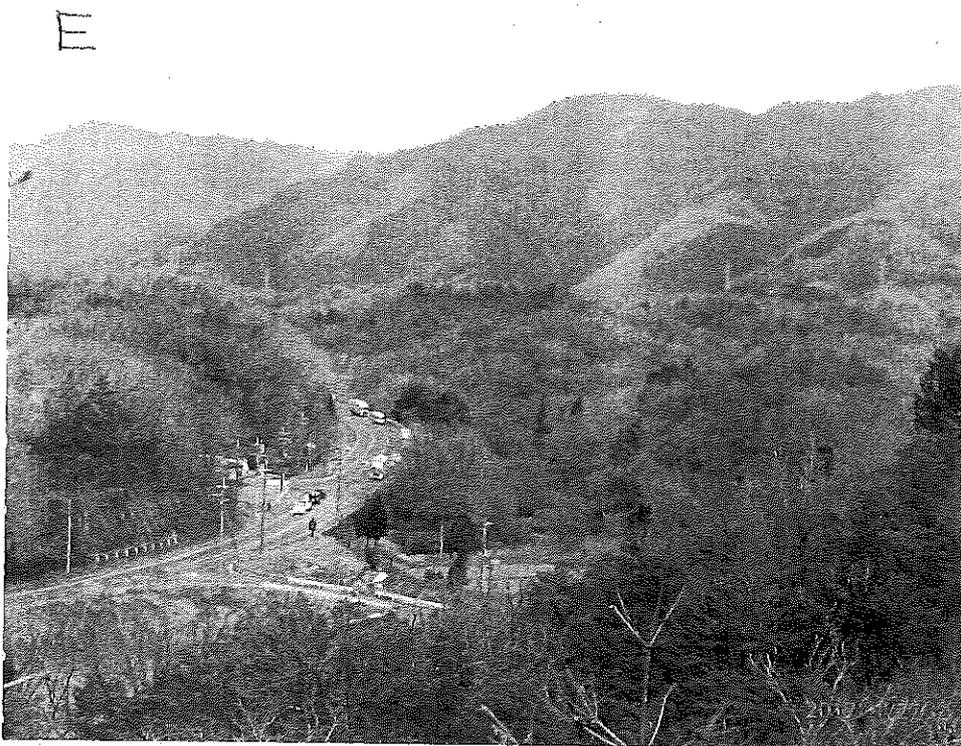


図5 景観の変化の程度 (④南山城村保健福祉センター)



↑ 南山城小学校校庭からの写真 (西工区がはっきり見える)

⑨の写真

将来

事業実施区域中心

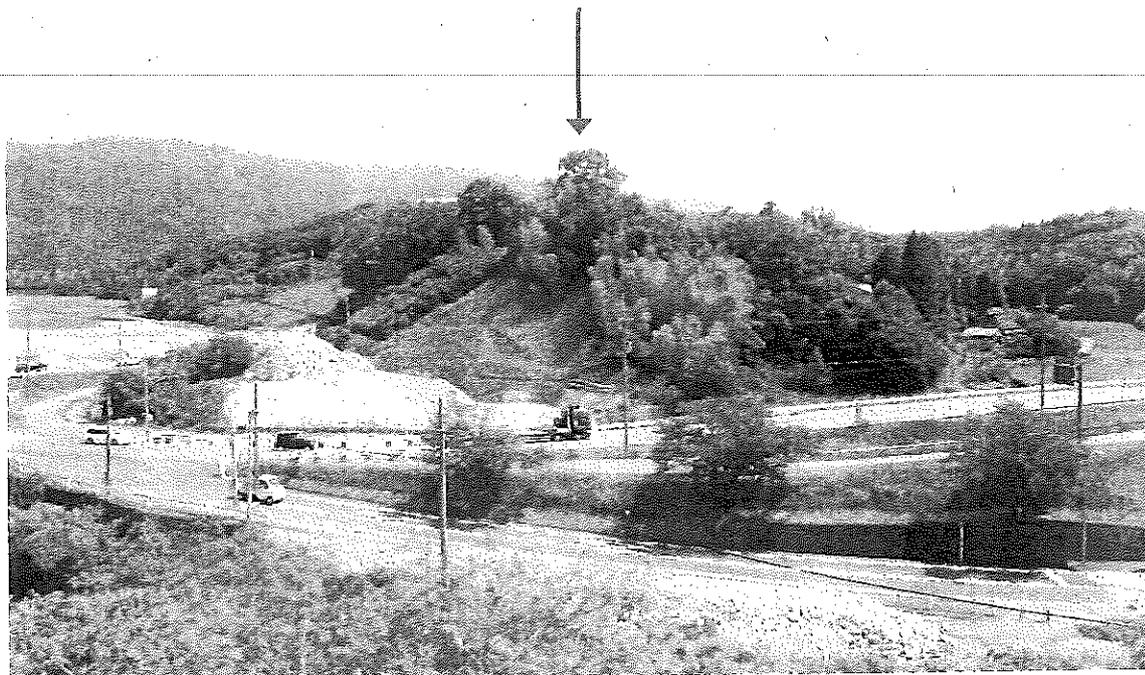
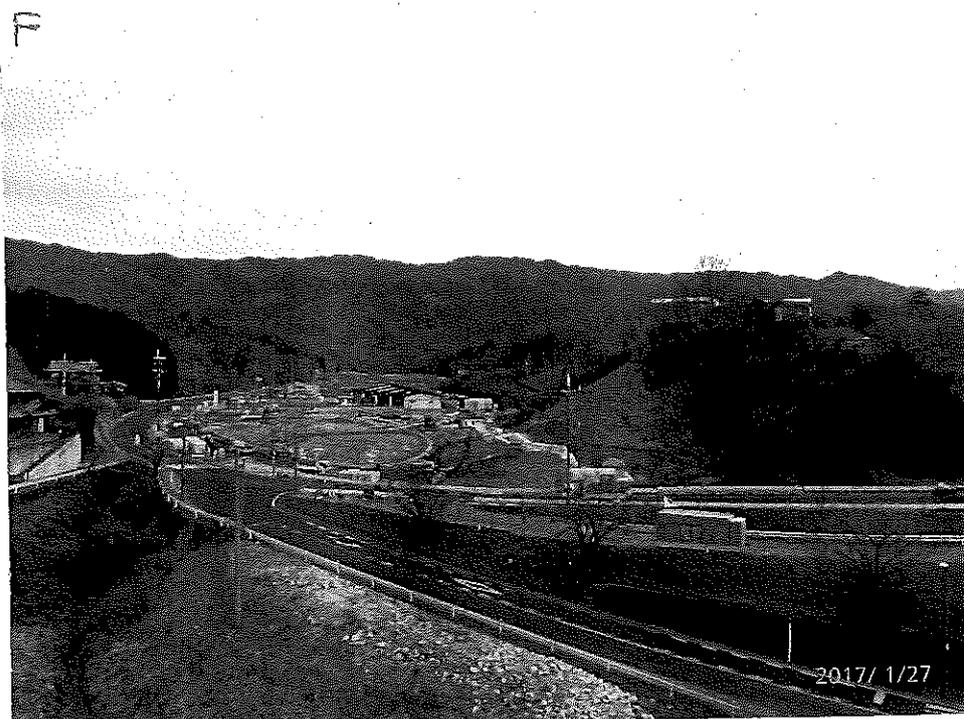


図6 景観の変化の程度 (⑨JR月ヶ瀬口駅ホーム)



JR 月ヶ瀬口駅から北に向かったの写真 (西工区が遠景ではあるが見える)

⑬の写真

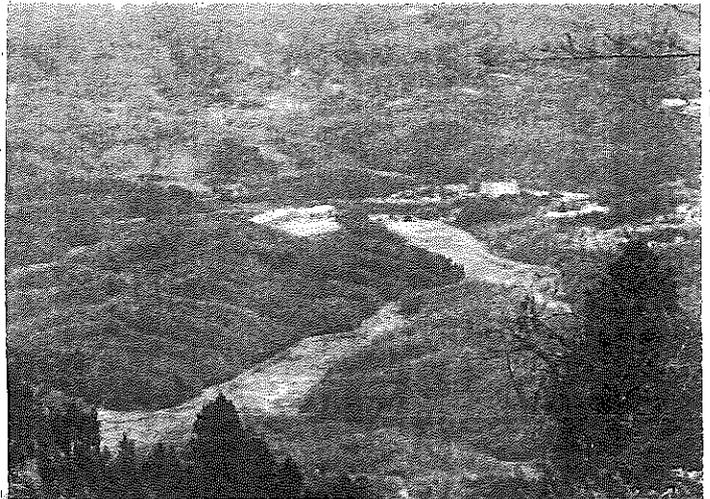


事業実施区域中心

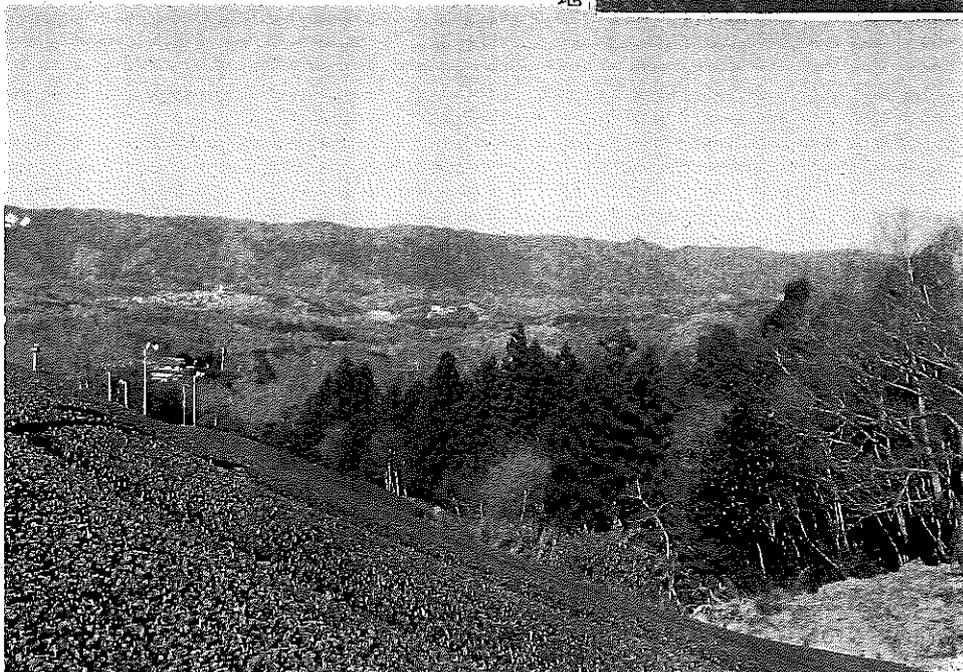
図7 景観の変化の程度 (⑬三国越林道展望台)

G

三国越林道から見たメガソーラーの建設予定地



H



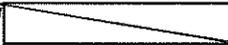
田山地区割尾坂付近からの写真 (遠景ではあるが事業実施地域全体が見える)

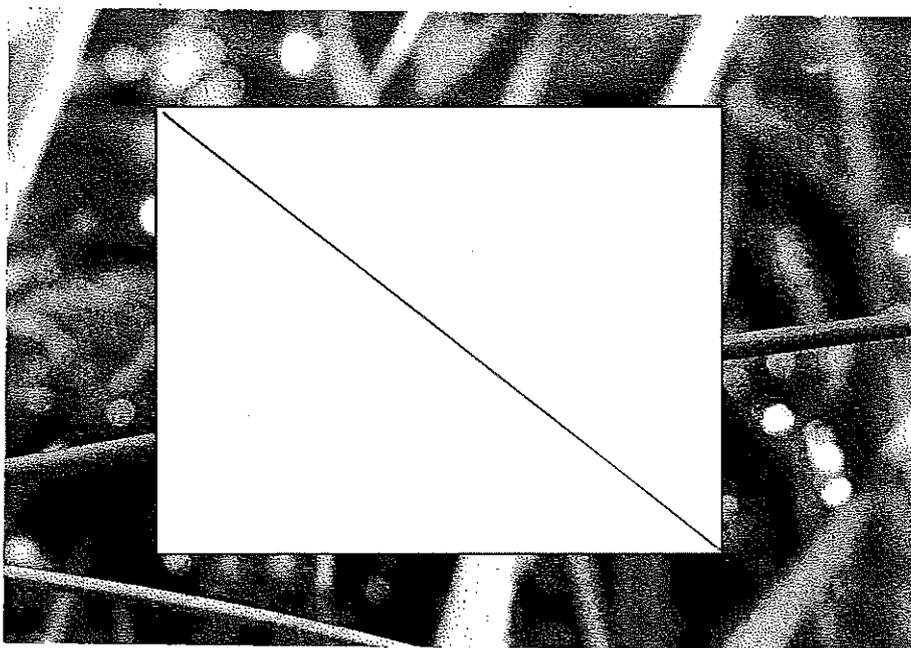
以上のように「景観」についても、誠実に事実をみようとせず、「認可」が目的で、住民の不安や疑問に答えようとしない姿勢が顕著である。説明会でこの写真を示しても、FSJP6社は「小学校校庭からは小学生だけが見るので、不特定な多数が見るわけではない」とか「一軒の家から見えても、不特定多数の人が見てるわけではない」などと開き直った。およそ環境影響評価調査と思えない発言に驚いた。住民の一人でも、一軒でも不具合があれば真摯に対応すべきであるのにこの姿勢である。このことからこの企業に任してはいけないと思う。

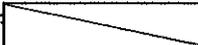
## 5 低周波音・電磁波

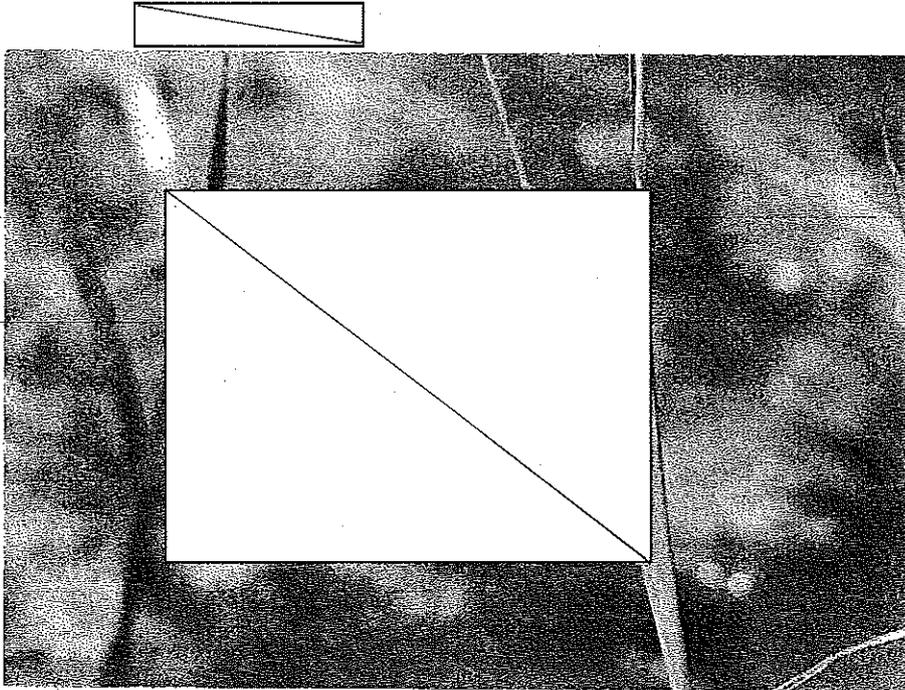
低周波音についても、類似施設として「那須烏山中山太陽光発電所」による調査結果を基に予測して「問題がない」と結論付けているが、「類似」としている那須の規模と今回の南山城村・伊賀市の規模はまるで違う。まして小学校・保育園・社会福祉センターが隣接していることを全く考慮していない。このことは電磁波にも言える。世界保健機関(WHO)・環境省の文献を根拠に「問題がない」としているが、説明会でも住民が心配しているのは現に日本各地で低周波・電磁波が原因と思われる幼児・児童・高齢者の健康被害があることである。この不安に対するFSJP6社の不誠実な姿勢、三重県に送電線や変電所の計画・認可申請さえも示さない姿勢に不信を抱いているのである。なぜわざわざ小学校・保育園・社会福祉施設が隣接し、ニュータウンがあり、過去に大水害が起こった地域に大規模太陽光発電所を建設するのか、根本が問われている。

## 6 貴重生物・天然記念物の保護・保全

この南山城村は下の写真の「京都府の天然記念物：」が生息している。



この写真は   
  
で私が撮影した  
ものである。このように、  
この地域は自然豊かな大  
切な場所なのである。ごま  
かしの「ビオトープ」など  
で到底守ることなど出来  
ない貴重な場所である。壊  
してはならない「府民の財  
産」でもある。貴重生物や



天然記念物・絶滅危惧種等の事は公告縦覧の計画には全く触れていないが、しっかり保全を考えるならこの点も明確にすべきである。また京都府も「林地開発行為」には関係がないというのであれば、何故府は「天然記念物」「絶滅危惧種」を指定し、保護を条例で規定しているのか。

教育委員会や環境保全課の管轄で、森林保全課は何もできないので、業者に任かせるしかないのでしょうか。なんとも不思議な仕組みです。これでは業者が行政を甘く見て、勝手な開発を隙あらばやろうとしているのも、こうした仕組みが原因であると思います。

#### 京都府にも一言

ここ南山城村は自然を求めて村に移住してきた私たちの自慢の癒し地区なのです。村には150種類の鳥たちが観測されていて、京都府下でも有数の自然の宝庫なのです。鳥だけでなく両生類や爬虫類なども、天然記念物・準絶滅危惧種が生息する貴重な場所でもあります。どうかこの自然を守ってください。こんな開発を「森の京都」が認めるはずがないと確信しています。

意見書

平成 年 2月 26日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村 [Redacted]

氏名 [Redacted]

京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project6 合同会社 職務執行者 ビョートル・ジェームズ・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

村にとって豊か自然はもと大切にかた財産である。

今回の大規模ソーラー計画は近隣住民にとって何一つメリットは無くこの地に移住した多くのものは生活の不便さや我慢し環境の良さを優先に考えていると思う。

今後、更なる高齢化が進むなかでこのように環境をこのようにおぼは人口減少は加速し移住を考る人々も減っていくと思わなければならない。

事業者の責任において（生活環境の保全を第一に想定外は無きように指導していただきたい）

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 21 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所	
氏名	

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
RS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジエム・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

自然豊かな府内唯一の村で自然を破壊する大きな建物を建設し住民の安全を脅かすとは思えない。  
 会社の儲けのためだけに自然を破壊し健康被害をもたらしかねなくこの後何十年後に色々弊害も出てくるでしょう。  
 企業活動をする人はそこに住む人々の事とだけ真剣に考えているのか？  
 絶対に建設はし欲しくありません。  
 子孫にこの豊かな自然と色々な動植物をこの村の村に残して欲しい  
 22区住民の多様な意見を尊重し絶対に避けなければならない。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

平成 29 年 2 月 25 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所

相楽郡南山城村

氏名

[Redacted]

[Redacted]

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジェームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

自然環境が損われるメガソーラーの建設に絶対反対です。

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

意見書

平成 29 年 2 月 25 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所

氏名

京都府相楽郡南山城村



京都府林地開発行為の手續に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジエームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

開発面積が余りに広大過ぎ、

美しい南山城村の自然が壊される他多くの  
メガソーラーの建設には絶対反対!! です!! (問題あり)

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

平成29年2月22日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

電話番号

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュート・ジェームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

① 川の形状を<sup>変</sup>えても、多くのハザードを<sup>敷</sup>く計画は、専門家は危険なと言っているところを<sup>打</sup>断。無茶な計画は取りやめて下さい。

② 南山城村は自然です、豊かな山、山林を伐採おとせば、何層かかる毒も生き残るとして住んでいる生々しい私達人間です。原野の川が安全安全とばかりか、国民をばかにしているハザードをどうにか、山にも、大木もかきまわして農家民家の近くを<sup>取</sup>り壊れかたおとせろ  
学校、社もあるのか？ もう少し考えろ

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

第4号様式（第9条関係）

意見書

平成 29 年 2 月 22 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所）

京都府相楽郡南山城村 [Redacted]

氏名（地域団体にあつては、名称及び代表者の氏名） [Redacted]

（電話番号： [Redacted]

京都府林地開発行為の手續に関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 林地開発行為の目的
- 3 林地開発行為をしようとする区域
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙のとおり

- 備考
- 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
  - 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

林地南発行為をしようとする区域

京都府相楽郡南山城村 北大河原小学砂田 20番4号地

について意見書を提出します。

1. 砂防指定地内での南発については、「砂防指定地内行為技術審査基準」があります。その中に、砂防指定地内での溪流盛土は原則として行なわないこととするの規定があります。

当然やむを得ない場合にはという規定もあります。

これは、対処した事によって住民地域の安全、安心あるいは防災上有益な結果が得られる場合と考える。

昭和28年の大水害があった同一地域での溪流盛土は原則を守るべきと考える。よって南発には反対であります。

2. 事業計画の縦覧資料の8.その他「防災、造成計画南発」について意見を述べます。

① 西側谷部を流れるサコダリは完成時盛土外周に迂回する計画である。造成時、後排水路(本設?)は先行して築造してあるのか?

② 谷部造成時、計画地北側の後背地(約20ha以上)の排水量も考慮した計画が必要だが、谷部の中300排水管では容量不足である。

③ どのくらいでも、防災計画の排水計画は、水害に対する認識が非常に低いと考えます。

以上

## 意見書

平成29年2月11日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所）

氏名（地域団体にあつては、名称及び代表者の氏名）  
（電話番号：

--

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
PS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジエラス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

南山域林の場所を人が、ヤーラをたきの花葉をいぢり、  
 知りて人の自然を壊し、二、三年昔から自然サカイ  
 のリサケルが強く、ちいぢて、日本連島で、二、  
 三年の内サカイが、笑う、おこつて、いぢり、  
 着て下す、南山域林は、人が、ヤーラに適し、場所も  
 知りて、貴男方、林を、はき、サカイが、おこつた  
 場合、おこつ、保証して、いぢり、今迄、色々、  
 サカイ防止の事、言つて、おこつ、自然は、二、三、  
 度、いぢり、各、村、の、財産、を、うばつ、事は、貴男方、には  
 ありません、この、日本の、國、の、おこつ、國、で、おこつ、自然、も  
 つ、おこつ、事は、権利、は、ありません、いぢり、事を、おこつ、ても  
 反対、は、ありません

## 意見書

平成 29 年 2 月 11 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所（地域団体にあつては、連絡先の住所又は代表者の住所）

氏名（地域団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

（電話番号：



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジェームス・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

別紙

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

④

南山域村に火のソラー必要なし 絶対反対

昔より自然環境の良い所 山や谷に三つは人間

数にのり人から 口の 仕事は無い、天災おきて土砂くお水

JR 駅の下 2 ヲト 入れ、ひさい 地、どう 村 あり

野山に木掛けはくても 家のりこ 前の 鳥の死産、海を引く

心、いや 地、どう 村 あり

小学校 道の駅 4月15日 あり、16日号、月、瀬野 中学校

土の人体に河にあり あり、どう 村 あり

自然環境にあり 元には戻れたい、絶対反対

二の山城村に河の得るもの無し

意見書

平成 28 年 2 月 18 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村

氏名

[Redacted area for name and address details]

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォート・ジェームズ・エバレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

最近ソーラー建設がとて増えていると思います。急に空地が光子人工的なパネルにおおわれ自然がどんどん少なくなっていくと感じます。エネルギーを作出す手段の代替として自然がリナクとなり、それによって暮らさなくなっているかというところでもありません。業界はもと電気を便之といひます。やはり官判が目的である建設が、自然を壊していくことに反対します。特に今回はメガソーラーということでその影響は測り知れません。夏場に涼気を作出す森林のかわりにソーラーの熱気は温暖化をこれ以上即長くないとも限りません。人間と守り育つ山林の破壊はせめてべきです。山林以外の場所での建設にほしいです。特に京都府は森づくりという宣言をしています。森の恩恵を一時の流氷で損わないようにお願いしたいです。

備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいひます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。

2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。

## 意見書

平成 28 年 2 月 24 日

京都府知事 様

意見書を提出しようとする者

住所 京都府相楽郡南山城村 [Redacted]

氏名 [Redacted]

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

## 記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名  
FS Japan Project 6 合同会社 職務執行者 ビュフォード・ジヤーマス・エベレット
- 2 林地開発行為の目的  
メガソーラー発電所の建設
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字砂田20番4ほか
- 4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

- ・なぜここに建てるのか？
- ・京都の唯一の村。自然を壊すのか！
- ・説明会何度質問しても回答が同じである。
- ・保育園が近いので子供、体の影響がでるのではないかと？

- 備考 1 住所（市区町村名を除く。）、氏名及び京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本意見書を複写の上、原文のまま公表します。
- 2 御意見の内容を確認させていただくことがありますので、差し支えなければ電話番号を記入してください。